



# 二七〇町教育振興基本計画

平成 25 年3月

二七〇町教育委員会







<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の評価	2
<b>第2章 ニセコ町の教育をめぐる状況</b>	
1. 人口・世帯・児童数等の状況	3
2. 家庭や地域での子どもの状況	6
3. 就学前教育と学校教育の状況	10
4. 学校での子どもの状況	16
5. 青少年健全育成の状況	18
6. 生涯学習の状況	20
<b>第3章 ニセコ町の教育理念</b>	
ニセコ町の教育理念	23
<b>第4章 施策の基本方向</b>	
1. 基本的な考え方	25
2. 施策の基本方向	26
3. 施策の体系	29
<b>第5章 施策の展開</b>	
1. 子どもの生きる力を育む	31
目標1 豊かな心と健やかな体の育成	31
目標2 生活習慣と社会性の育成	33
目標3 確かな学力の育成	35
2. 学校の教育力を高める	37
目標4 学校経営の充実	37
目標5 教職員の資質・能力の向上	38
目標6 教育環境の充実	39
3. 学びの気運を育む	42
目標7 生涯学習・スポーツの充実	42
目標8 文化・芸術の振興	43
目標9 異文化共生の推進	44
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	
1. 計画推進にあたっての役割分担	45
2. 取組みの継続的な点検	46
3. 計画の周知	46
<b>付属資料</b>	
1. ニセコ町教育振興基本計画策定委員会名簿	47
2. ニセコ町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	48
3. 用語解説	49





## 第1章 **■** 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

平成18年、およそ60年ぶりに「教育基本法」が改正されました。同法に掲げられた新しい教育の基本理念は、従来の理念に加え、公共の精神の尊重、豊かな情操と道徳心の涵養、伝統・文化の尊重などが位置づけられました。また同法第17条には、国に教育振興基本計画の策定が義務づけられ、地方公共団体も地域の実情に応じた基本計画の策定に努めることとされました。

これを受け、国は、平成20年7月に、10年を通じてめざすべき教育の姿を明らかにした「教育振興基本計画」を策定し、現在、平成25～29年度の5年で取り組む「第2期基本計画」（第1期基本計画は平成20～24年度）を策定中です。

世界的に高度情報化、グローバル化の進展などから急速に社会経済構造が変化しているなか、我が国では急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少、総人口の減少、産業空洞化、過疎化、いろいろな面で格差の発生、貧困、雇用問題など深刻な状況を呈しています。そして、東日本大震災と原発事故の発生はこれらの状況を一層顕在化・加速化させ、さらに、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会のあり方、人の生き方に大きな問いを投げかけています。

この状況を乗り越えていくためには教育こそが、人がもつ多様な力を開花させ、人生を豊かにするとともに社会全体の今後を拓く基となります。一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とするさまざまな力を養い、その成果を人生や社会に生かしていくことが大切です。

ニセコ町では、今日の変化著しい社会のなか、地域特性を生かしたまちづくりを進めるため、町民憲章、教育目標の具現化と、人と人との絆や連帯感の醸成に努めながら人材育成、生涯学習社会の実現に取り組んできました。

また、町教育委員会と学校の活性化に努めるため、教育委員会の事務事業に係る点検評価、家庭、地域、学校との連携、情報共有の推進など開かれた教育行政を推進してきました。また、幼児センターを核とした就学前教育・子育て支援・保育の推進、読書活動の推進、有島記念館への学芸員の配置、英語教育・国際理解教育の充実など多様な取り組みを進めています。

社会はこれからもますます変化していくでしょう。それに伴って、家庭、学校、地域、町は絶えざる検証と改善、実践が求められます。計画ではこの取り組みの展望と施策を明らかにし、町民が共有する必要があります。

時代がどんなに変化しようとも、どんな状況下にあっても、社会を生き抜き、豊かな人生を送ることは誰もが願うこと。まず生涯の基礎となる家庭教育と学校教育を充実するとともに、生涯を通じて学びを続け、広げ、その成果を発揮できる生涯学習システムが必要です。

以上のことからニセコ町は、今後の町の教育行政の指針となる基本理念や基本目標を明らかにし、家庭・学校・地域と協働しながら具体的な施策を計画的に推進するため、「ニセコ町教育振興基本計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

---

この計画は、「教育基本法第 17 条第 2 項」の規定に基づくもので、教育振興のための施策に関する基本的な方向や講ずべき施策などを定めるものです。

また、この計画は、国の「教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育ビジョン」「北海道教育推進計画」「後志教育推進のために」と関連し、「第 5 次ニセコ町総合計画」を踏まえつつ、教育に関連する町の他の計画を勘案して策定しています。

一方、この計画は、教育に関する行政計画の一つで、教育計画ではなく、学校の経営計画、教育計画などとは性格を異にし、主に教育活動に必要な条件を整える計画となります。

### 【計画の根拠】

教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 3. 計画の期間

---

この計画は、平成 25 年度を初年度に、おおむね向こう 10 年間にめざす教育の姿を示すとともに、その実現に向けて計画的・重点的に取り組む施策を定めています。

計画的・重点的に取り組む施策については期間 5 年の計画（前期計画）とし、5 年が経過したときは、前期の取り組みを検証し次期計画につなげます。

なお、計画期間中に法律改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、適期に必要な見直しを行います。

## 4. 計画の評価

---

重点的に取り組む施策を実効あるものとするために、成果や課題を分析し改善策を検討する必要があります。そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条」に基づく自己評価を行い、ニセコ町教育委員会の審議を受け、結果を町民に公表します。

## 第2章 ■ニセコ町の教育をめぐる状況





## 第2章 ニセコ町の教育をめぐる状況

### 1. 人口・世帯・児童数等の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

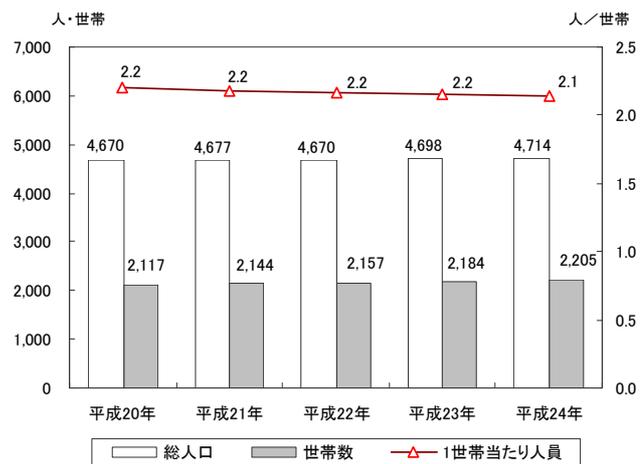
ニセコ町の総人口（住民基本台帳）は平成24年9月末日現在で4,714人となり、過去5年間では年によってわずかな増減はあるものの全体としては増える傾向にあります。また、外国登録者は84人で年々増加する傾向にあり、特に近年は登録者数が増えています。

世帯数も増える傾向にあり、平成24年9月末日現在で2,205世帯となっていますが、一世帯あたりの人数は減少しています。

また、平成22年国勢調査で18歳未満の子どものいる世帯をみると、一般世帯数（親族世帯）1,366世帯のうちの31.3%、428世帯となり、平成7年と比べると64世帯、15.0%の減となっています。さらに、6歳未満（未就学児）の子どもがいる世帯は12.7%、173世帯で、同じく平成7年と比べると18人、9.5%の減となっています。

一方、国勢調査（10月1日現在）で年齢3階層別人口をみると、高齢人口（65歳以上）と生産年齢人口（15～64歳）、特に高齢人口が増加していますが、年少人口（0～14歳）は減少しています。

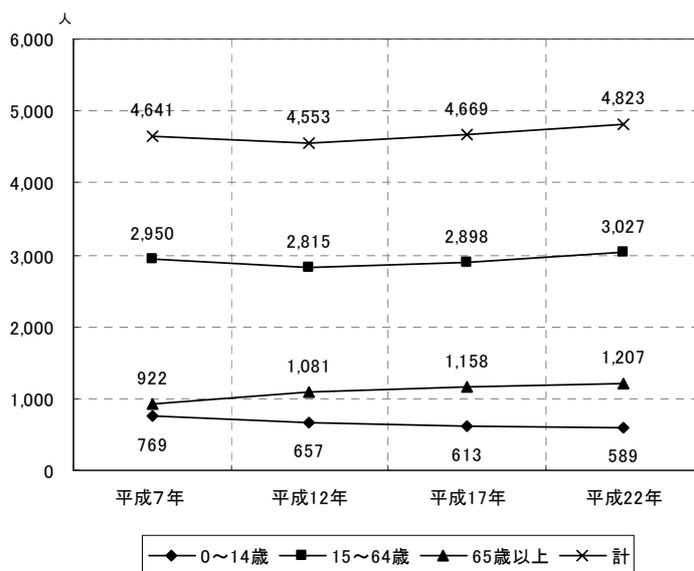
■人口・世帯数の推移(住民基本台帳)



■子どもがいる世帯(国勢調査・一般世帯数)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数(親族世帯)(A)	1,224	1,226	1,279	1,366
18歳未満の子どものいる世帯(B)	492	450	434	428
(B/A)(%)	40.2	36.7	33.9	31.3
6歳未満の子どものいる世帯(C)	191	189	162	173
(C/A)(%)	15.6	15.4	12.7	12.7

■年齢3階層別人口の推移(国勢調査)



(2) 児童・生徒数の状況

幼児センター短時間型の在園児数は、平成23年5月1日現在で49人となり、3歳児が多くなっています。過去5年間の推移をみると年によって差はありますが、おおむね3歳児が増える傾向にあります。

■幼児センター在園児数の推移

	園児数(人)					
	3歳	4歳	5歳	合計		
				男	女	計
平成19年度	12	11	22	24	21	45
平成20年度	—	28	11	17	22	39
平成21年度	15	15	15	18	27	45
平成22年度	16	13	14	23	20	43
平成23年度	19	14	16	26	23	49

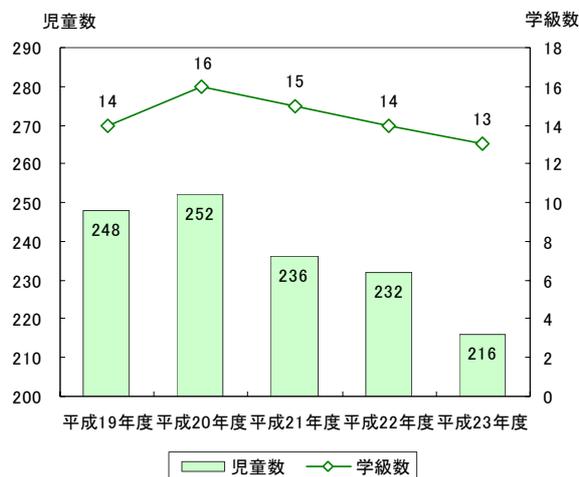
注:各年度5月1日現在

資料:ニセコ町教育委員会

小学校児童は、平成20年度を除き減少傾向にあり、平成23年5月1日現在で216人となっています。

また、平成24年1月に、学校法人北海道インターナショナルスクール(H I S)が町内に北海道インターナショナルスクール・ニセコ校を開校し、在籍児童数は8人となっています。

■小学校児童数の推移



■小学校児童数の推移(学校・学年別)

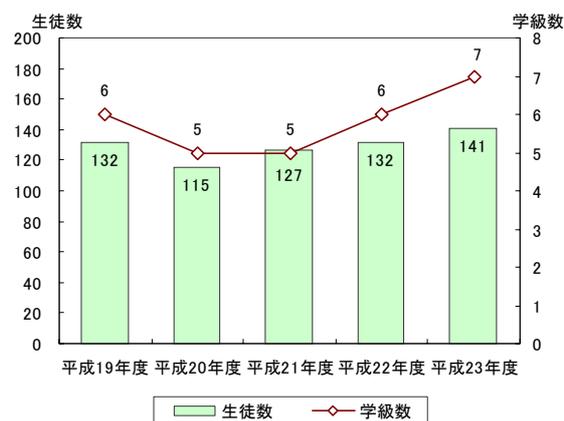
		児 童 数										学級数
		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計				
								男	女	計		
平成19年度	ニセコ小学校	33	36	35	48	47	28	112	115	227	10	
	近藤小学校	2	3	2	5	4	5	11	10	21	4	
	計	35	39	37	53	51	33	123	125	248	14	
平成20年度	ニセコ小学校	46	30	32	35	45	44	121	111	232	12	
	近藤小学校	3	2	3	2	6	4	10	10	20	4	
	計	49	32	35	37	51	48	131	121	252	16	
平成21年度	ニセコ小学校	29	47	30	32	35	45	115	103	218	11	
	近藤小学校	2	4	2	2	3	5	9	9	18	4	
	計	31	51	32	34	38	50	124	112	236	15	
平成22年度	ニセコ小学校	37	29	47	30	34	36	107	106	213	11	
	近藤小学校	5	2	5	2	2	3	7	12	19	3	
	計	42	31	52	32	36	39	114	118	232	14	
平成23年度	ニセコ小学校	24	38	29	47	29	33	101	99	200	10	
	近藤小学校	0	5	2	5	2	2	6	10	16	3	
	計	24	43	31	52	31	35	107	109	216	13	

注:各年度5月1日現在

資料:ニセコ町教育委員会

ニセコ中学校は、平成23年5月1日現在で生徒数が141人となり、平成20年度を除き増加傾向にあります。

■中学校生徒数の推移



■中学校生徒数の推移(学年別)

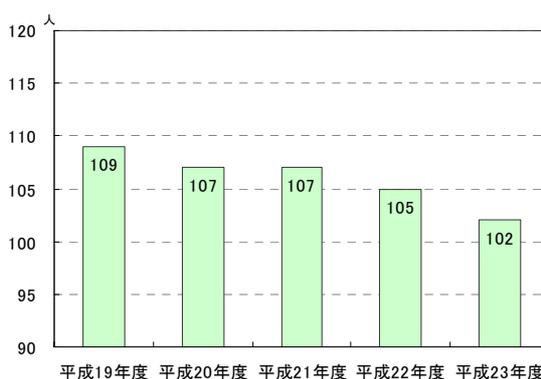
	生徒数(人)						学級数
	1 学年	2 学年	3 学年	合計			
				男	女	計	
平成19年度	41	41	50	76	56	132	6
平成20年度	33	42	40	68	47	115	5
平成21年度	49	35	43	66	61	127	5
平成22年度	52	47	33	66	66	132	6
平成23年度	40	52	49	70	71	141	7

注:各年度5月1日現在

資料:ニセコ町教育委員会

町立ニセコ高等学校(定時制・緑地観光科)については、平成23年5月1日現在で生徒数が102人(1年40人、2年31人、3年31人、4年は0)となり、わずかずつ減少しています。

■高等学校生徒数の推移



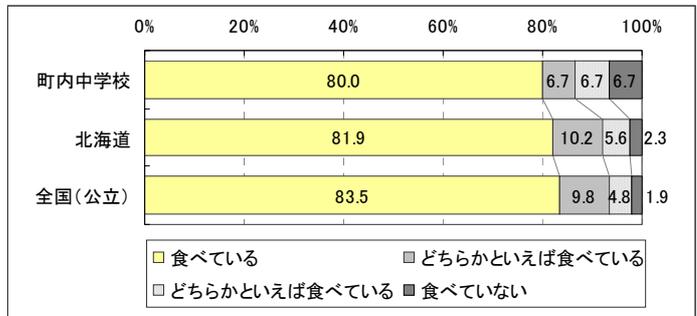
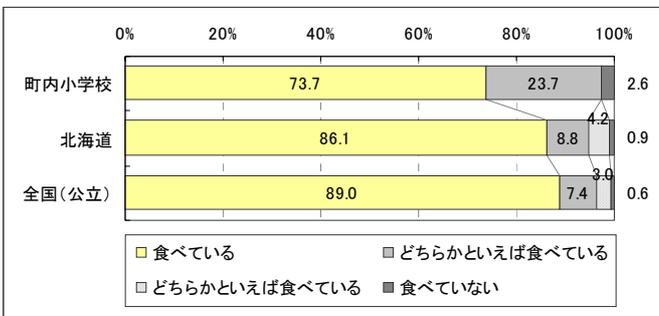
## 2. 家庭や地域での子どもの状況

### (1) 家庭での状況

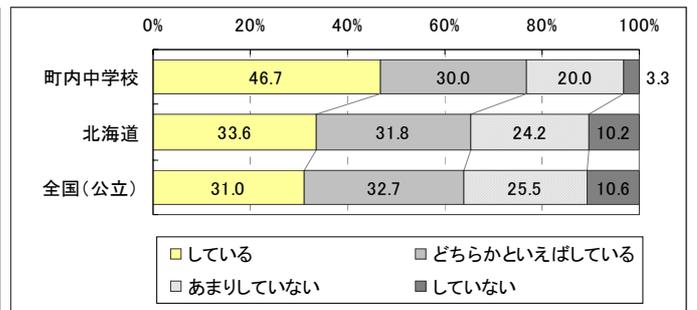
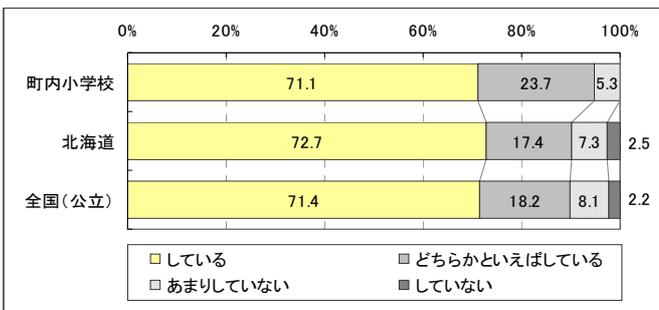
平成22年度全国学力・学習状況調査によると、ニセコ町の小中学生は全国に比べ、「朝食をきちんと食べている」割合は大きく下回りますが、「家族一緒に夕食を食べている」割合は小学生で全国と同じようになり、中学生では全国を大きく上回っています。

また、家の人とは、小学生では68.3%（話をしている＋どちらかといえば話をしている）が話をしており、国（74.2%）を下回りますが、中学生では76.7%となり、国（63.7%）を大きく上回っています。

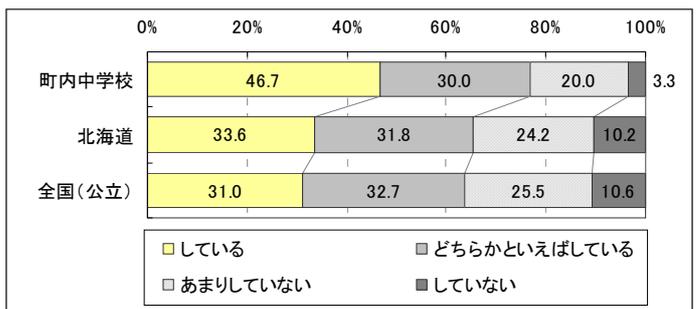
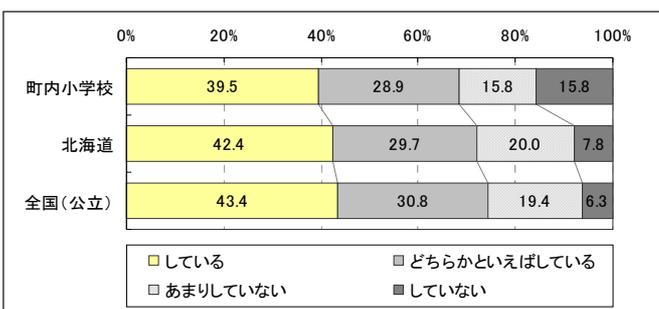
#### ■朝食を毎日食べていますか



#### ■家の人と普段(月～金曜日)、夕食を一緒に食べていますか



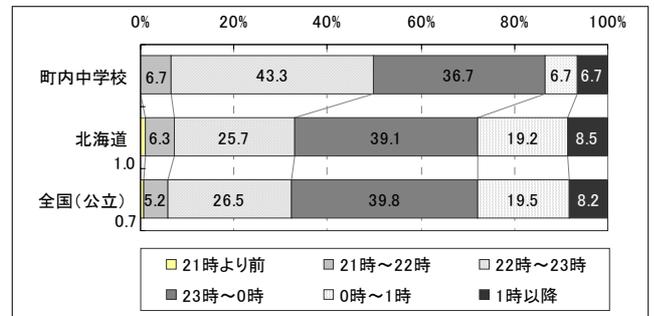
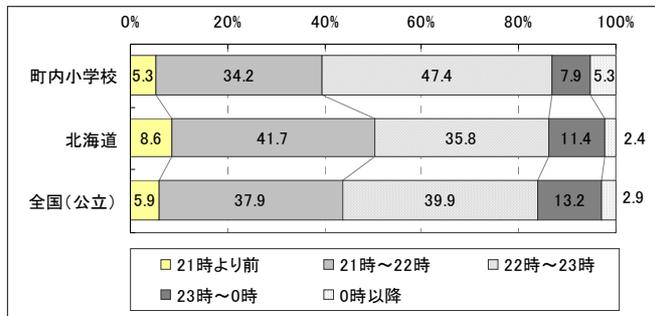
#### ■家の人と学校での出来事について話をしていますか



就寝時間は、小学生は22時～23時が47.4%で最も多く、9割近く（86.9%）が23時までに就寝しています。

中学生は、22時～23時が43.3%で最も多く、次いで23時～0時が36.7%となり、全国と比べると就寝時間が早くなっています。

■ 普段(月～金曜日)、何時ごろに寝ますか

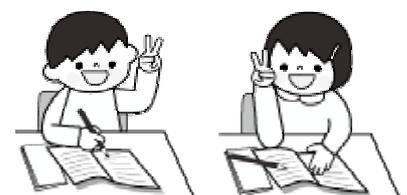
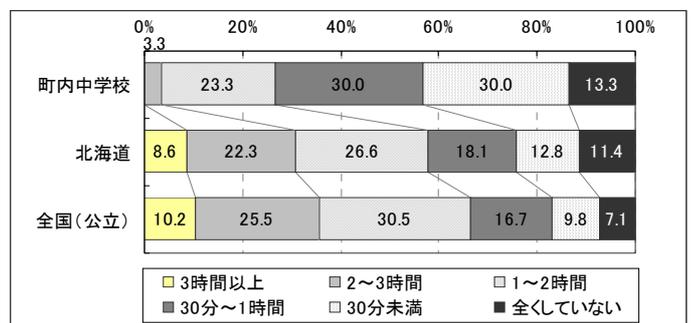
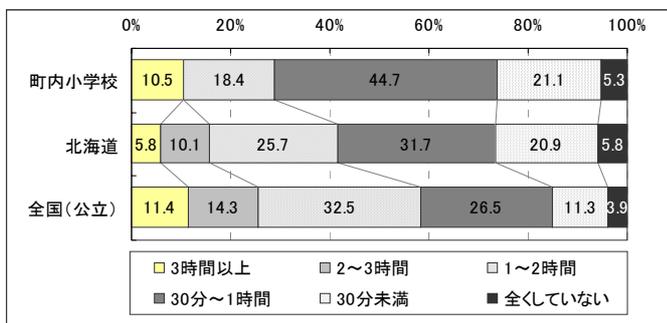


月～金曜日の家庭学習の時間は、小学生は30分～1時間が44.7%、次いで30分未満が21.1%になり、中学生は30分～1時間と30分未満がともに30.0%で最も多く、次いで1～2時間が23.3%になり、小中学生ともに全国と比べて学習時間が少なくなっています。

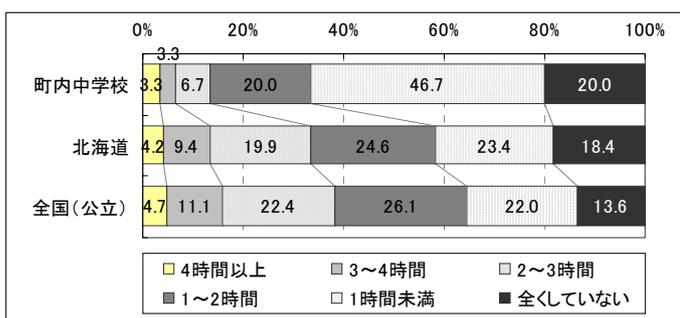
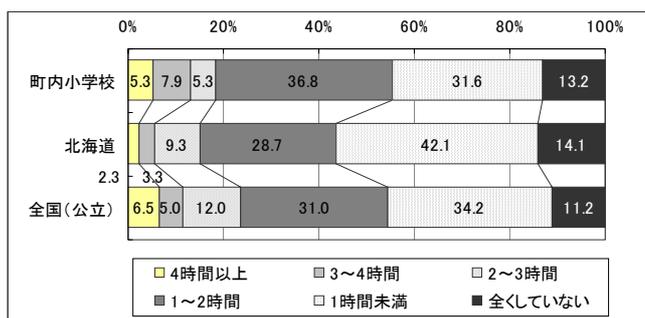
学校が休みの時は、小学生は1～2時間が36.8%、1時間未満が31.6%になり、中学生は1時間未満が46.7%になりますが、全く家庭学習をしない生徒が20.0%にもなり、全国に比べると学習時間が少なくなっています。しかし、小学生では、学校が休みの日に13.2%が3時間以上学習しており、全国（11.5%）よりも多く、休みの日にまとめて家庭学習している児童と、休みなので全くしない児童（13.2%）に分かれる傾向にあります。

全体としては、小学生は比較的家庭学習をしています、中学生は家庭学習を行う子とあまり行わない子に分かれる傾向にあり、家庭と連携して計画性のある自主的な学習の推進を支援する必要があります。

■ 学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日あたり、どれくらいの時間、勉強をしますか



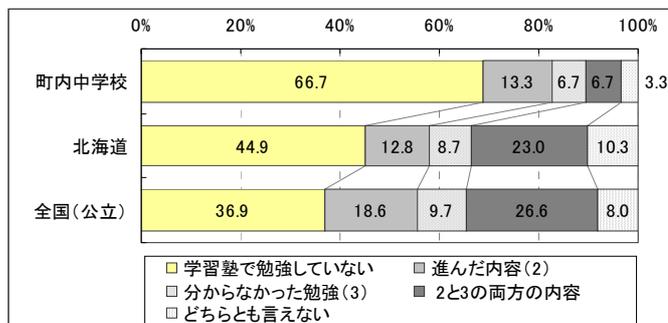
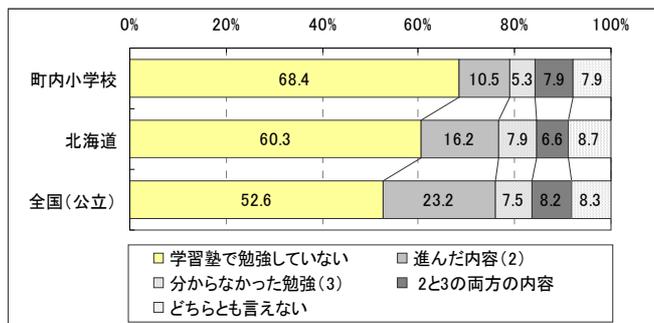
■土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日あたり、どれくらいの時間、勉強をしますか



学習塾に行っているかどうかについて、小学生は78.1%が行っておらず、中学生も43.8%が行っていません。

全国と比べると、小学生、中学生とも塾に行っていない子どもの割合が高くなりますが、中学生は受験を控えていることもあって塾に通っている生徒の割合が高くなっています。

■学習塾(家庭教師含む)で勉強をしていますか



## (2) 地域での状況

計画策定のために行った保護者アンケート(就学前から高校生までの子どもの保護者)では、地域の教育力が機能していると「思う」(思う+どちらかといえば思う)保護者が約60%となりました。保護者以外の町民を対象としたアンケートでも、「思う」との回答が47.6%と半数近くになっています。

また、保護者の学校行事等への参加・協力意向は、「参加・協力したいと思う」(思う+どちらかといえば思う)が92.0%、保護者以外の町民は49.3%となり、比較的若い年代で意向が強くなっています。

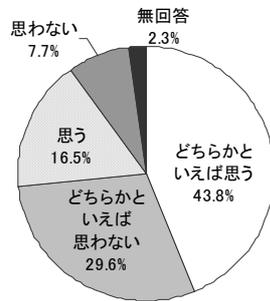
地域の行事への参加状況は、小学生は84.4%が「参加」(参加している+時々参加している)し、全国の61.6%を大きく上回っています。小学生より割合は低くなりますが中学生も50.0%が「参加」し、全国の34.3%を大きく上回っています。

ニセコ町では、学校と地域との交流、連携を積極的に進めており、地域の人々も子どもたちとの関わりを深める努力をしていますのでこのような結果になったと思われ、今後とも、地域

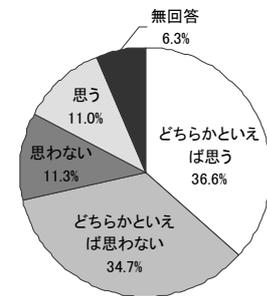
で子どもを育てようという意識を高める取り組みの維持・増進が必要です。

■地域の教育力が機能していると思いますか(保護者・町民対象アンケート)

【保護者】

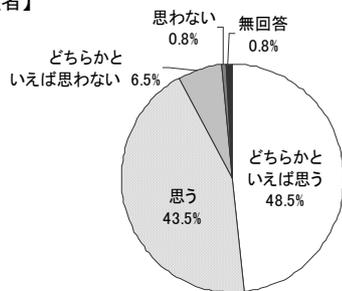


【町民】

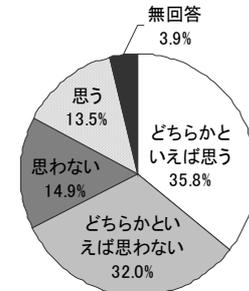


■学校行事等へ参加・協力したいと思いますか(保護者・町民対象アンケート)

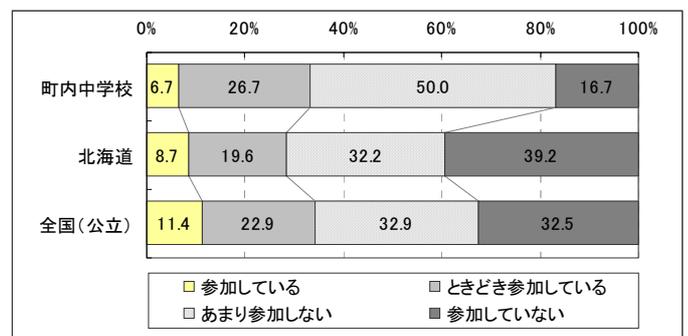
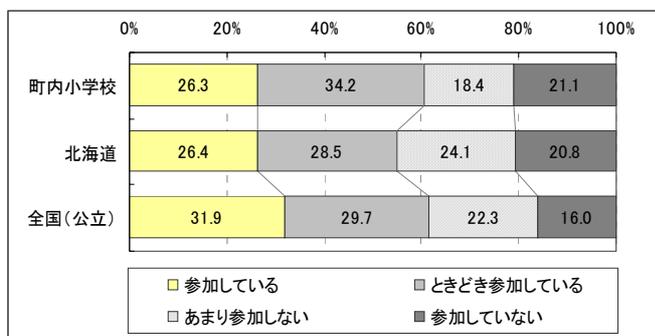
【保護者】



【町民】



■今住んでいる地域の行事に参加していますか



(3) 携帯電話等の状況

携帯電話をもつ子どもが増えていますが、ニセコ町では、小学生の75%が携帯電話を持っておらず、中学生も58.3%が持っていません。

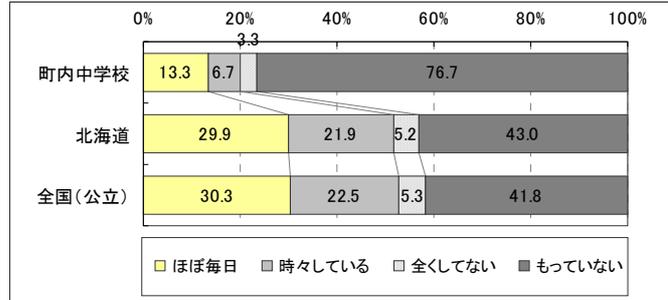
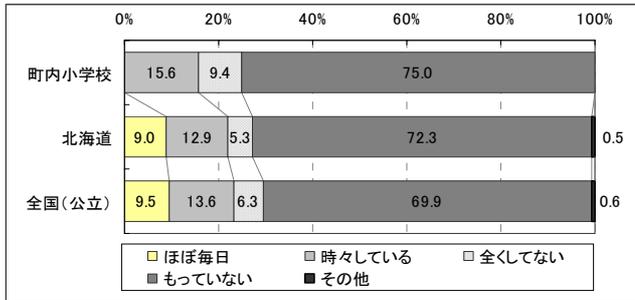
携帯を持っている子どものうち、ほぼ毎日通話やメールをしているのは、小学生はありませんが中学生では33.3%あり、15.6%の小学生は時々通話やメールをしています。

携帯電話の使用については、全国に比べると使用頻度が下回りますが、現在、さまざまな問題が発生していますので、インターネットの利用を含め、携帯等情報通信機器利用の功罪や適

切な利用方法などについて指導していくことが必要です。

インターネットについては、全国に比べ小学生、中学生とも利用している割合が高く、特に中学生では1日に3～4時間との回答が16.7%もあり、インターネット依存がもたらす問題もクローズアップされている昨今、適切な利用についての指導が望まれます。

■携帯電話で通話やメールをしていますか



■普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、インターネットをしますか

単位：%

	4時間以上	3～4時間	2～3時間	1～2時間	1時間未満	全くしない	無回答
町内小学校	5.3	0.0	5.3	15.8	28.9	44.7	0.0
北海道	2.4	2.6	5.3	12.4	27.5	49.8	0.0
全国(公立)	1.7	1.8	4.0	10.6	29.8	52.1	0.0

単位：%

	4時間以上	3～4時間	2～3時間	1～2時間	1時間未満	全くしない	無回答
町内中学校	23.3	3.3	3.3	20.0	30.0	20.0	0.0
北海道	6.8	6.2	11.7	18.8	25.7	30.7	0.1
全国(公立)	4.5	4.5	9.1	16.9	29.9	35.0	0.1

### 3. 就学前教育と学校教育の状況

#### (1) 就学前教育

就学前児童の教育は平成19年4月に開園したニセコ町幼児センターで、3歳児、4歳児、5歳児を対象に行っています。また、幼児センターでは、学習終了後の3時間、預かり保育を行っています。

保護者対象アンケートで、幼稚園(短時間型保育)児の保護者が最も望んでいる取り組み(要望度)は、「教職員資質・指導力向上」で、「いじめ解消・相談体制」「習熟度別授業を増やす」「学校間連携」「心の教育」「子どもと向きあう時間の確保」なども望まれています。

■就学前児童保護者が望む町の教育の取り組み(要望度・保護者対象アンケート)

保護者が回答した充実度と必要度を指数化し、その差を保護者の教育機関への「要望度」としてまとめた結果。

● **充実度**  
「充実している」の回答者数×4点  
「どちらかといえば充実している」の回答者数×3点  
「どちらかといえば充実していない」の回答者数×2点  
「充実していない」の回答者数×1点  
「無回答」の回答者数×0点

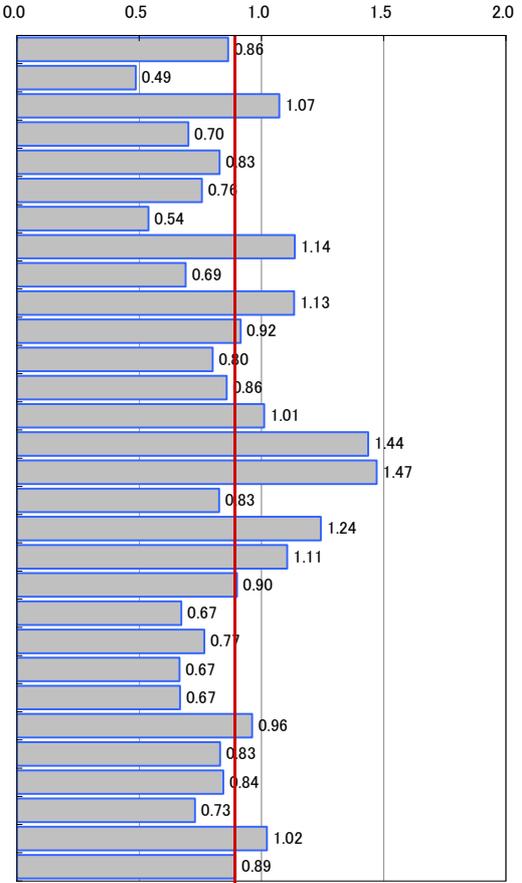
● **必要度**  
「必要である」の回答者数×4点  
「どちらかといえば必要である」の回答者数×3点  
「どちらかといえば必要でない」×2点  
「必要でない」の回答者数×1点  
「無回答」の回答者数×0点

● **要望度**  
D - C = 要望度

総合点 ÷ 総回答者数 = 充実度指数 (C)

総合点 ÷ 総回答者数 = 必要度指数 (D)

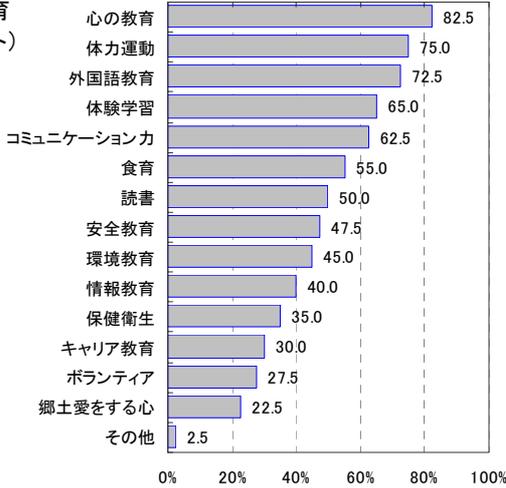
No.	項目	充実度	必要度	要望度
1	コンピュータ活用授業	2.52	3.38	0.86
2	ALTと連携した英語教育	3.11	3.60	0.49
3	理数・科学技術教育	2.26	3.33	1.07
4	環境教育	2.71	3.41	0.70
5	キャリア教育	2.29	3.11	0.83
6	教科担任制推進	2.21	2.97	0.76
7	小中一貫校設置	1.81	2.35	0.54
8	学校間連携	2.36	3.50	1.14
9	読書活動	2.97	3.66	0.69
10	心の教育	2.55	3.69	1.13
11	体力運動能力向上	2.83	3.74	0.92
12	保健衛生	2.83	3.63	0.80
13	食育	2.83	3.69	0.86
14	特別支援教育	2.66	3.67	1.01
15	いじめ等解消・相談体制	2.36	3.79	1.44
16	教職員資質・指導力向上	2.30	3.77	1.47
17	少人数教育	2.52	3.34	0.83
18	習熟度別授業増やす	1.96	3.21	1.24
19	子どもと向き合う時間確保	2.55	3.66	1.11
20	防犯推進	2.70	3.60	0.90
21	交通安全推進	2.83	3.50	0.67
22	防災推進	2.89	3.66	0.77
23	校舎等施設・設備安全化	2.89	3.56	0.67
24	学校支援の仕組み	2.71	3.38	0.67
25	保護者・地域への発信	2.55	3.51	0.96
26	体験学習・ボランティア	2.48	3.31	0.83
27	子育て・教育相談体制	2.61	3.46	0.84
28	青少年健全育成活動	2.54	3.26	0.73
29	社会経験ある教員等人材	2.45	3.47	1.02
	平均値	2.56	3.46	0.89



■ 教科学習以外で重点的に取り組むべき教育  
(就学前児童保護者・保護者対象アンケート)

就学前児童の保護者が、教科の学習以外で、今後重点的に取り組むべき教育としてトップにあげたのは「心の教育」です。次いで、「体力・運動」「外国語教育」「体験学習」「コミュニケーション力」となっています。

「外国語教育」と「コミュニケーション力」については、学年・学校間別中の1位となっています。



## (2) 学校教育

### ①学力の状況

平成 23 年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道学力等調査によると、ニセコ町の小中学生は、「算数」「数学」については正答率が比較的高くなっています。

また、「国語」については基礎的・基本的な知識・技能が身につけているようですが、漢字の書き取りなどについてはやや課題があると思われます。

#### ■ニセコ町の結果(平成 23 年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道学力等調査)

教科		教科の調査結果の概要
小学校	国語	○国語A(知識)について、基礎的・基本的な知識・技能が身につく傾向にある。目的や意図に応じ、主語を置き換え、表現の効果を考えて書き換えることに課題がある。 ○国語B(活用)については、知識・技能が着実に身につく傾向にあるが、全体的に過去の調査結果と比較して正答率が低い。
	算数	○算数A(知識)について、基礎的・基本的な知識・技能が身につく傾向にあり、計算問題は、過去の調査結果と比較して正答率が高い。 ○算数B(活用)について、過去の調査結果等と比較して平均正答率が高い。資料からの読み取りにおいて理由や意味を記述することなどに課題がみられる。
中学校	国語	○国語A(知識)について、漢字の書き取りに課題があり、語彙量は平均的だが、知らない言葉は全く知らないというレベルからの脱却が求められる。 ○国語B(活用)について、未回答(空欄)少ない。しっかりと考え表現しようとする態度が育っている。
	数学	○数学A(知識)について、過去の調査結果と比較して図形に関する正答率が低い。数量関係や求積問題が定着できていない。 ○数学B(活用)について、過去の調査結果と比較して正答率が高い。資料から情報を読み取る力を深め、読み取った情報を表現する力を高めたい。

### ②保護者が望む町の教育(要望度)

保護者アンケートで、就学前児童保護者と同様に、小中学生、高校生保護者が回答した充実度と必要度を指数化し、その差を教育機関への「要望度」としてまとめると、次のようになっています。

昨今テレビ等で「いじめ」が社会問題化している影響を受けてか、小学生保護者が最も要望しているのは、「いじめ解消・相談体制」となり、以下は「教職員資質・指導力向上」「社会経験ある教員等人材」「習熟度別授業増やす」となっています。

同様に、中学生保護者も「いじめ解消・相談体制」の要望度が最も高く、次いで「教職員資質・指導力向上」「社会経験ある教員等人材」「習熟度別授業増やす」となっています。

また、ニセコ高校の保護者も小学生、中学生保護者と同様に「いじめ解消・相談体制」をトップに、「心の教育」「教職員資質・指導力向上」「習熟度別授業増やす」となっています。

全体に、保護者は学校教育に、「英語力」「表現力」「計画的に行う力」「学習意欲」「生きる力などを考える力」「論理的思考力」「粘り強さ」などの能力を身につけることを期待していま

すが、それを実現する取り組みとして、教職員の資質・指導力の向上、社会経験ある人材、習熟度別授業、心の教育、\*ALTと連携した英語教育、理数・科学技術教育、体験学習などを要望しています。

■小学生保護者が望む町の教育の取り組み(要望度・保護者対象アンケート)

保護者が回答した充実度と必要度を指数化し、その差を保護者の教育機関への「要望度」としてまとめた結果。

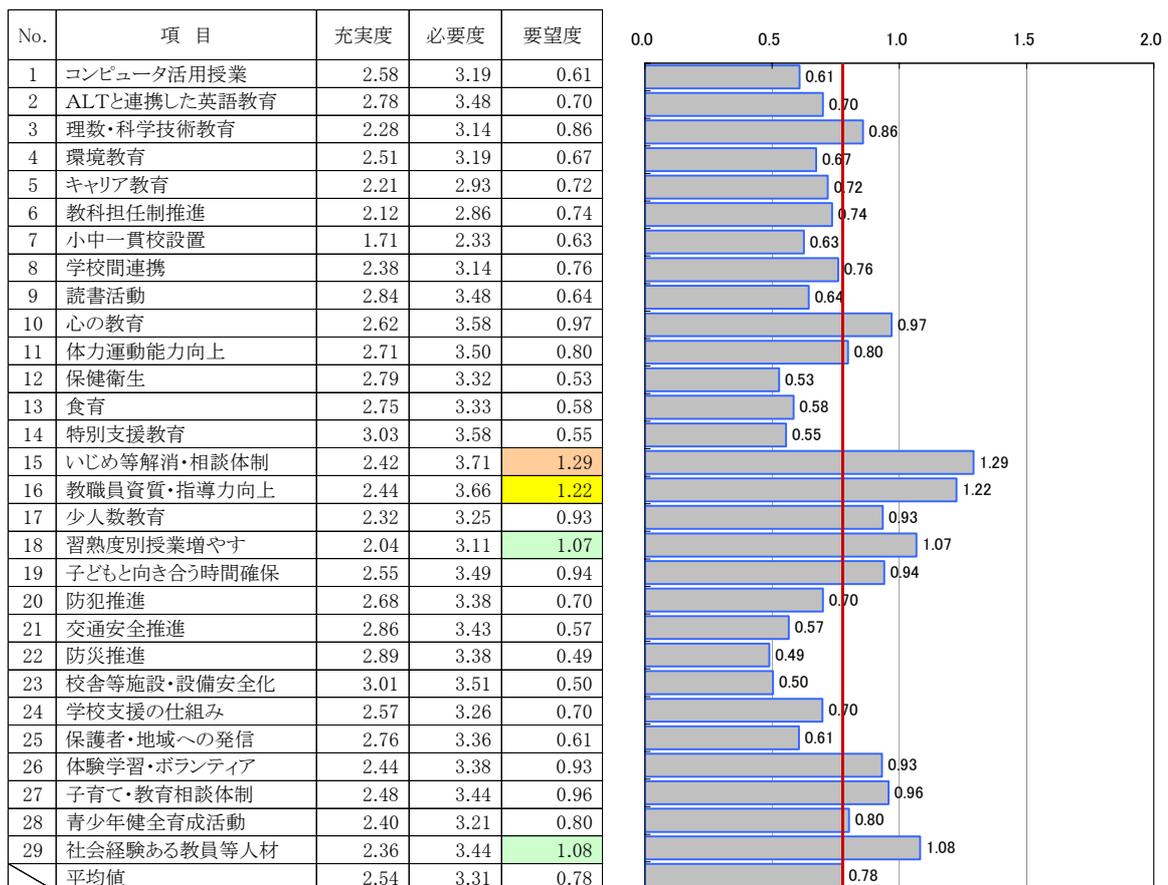
- **充実度**
- 「充実している」の回答者数×4点
- 「どちらかといえば充実している」の回答者数×3点
- 「どちらかといえば充実していない」の回答者数×2点
- 「充実していない」の回答者数×1点
- 「無回答」の回答者数×0点

} 総合点÷総回答者数=充実度指数 (C)

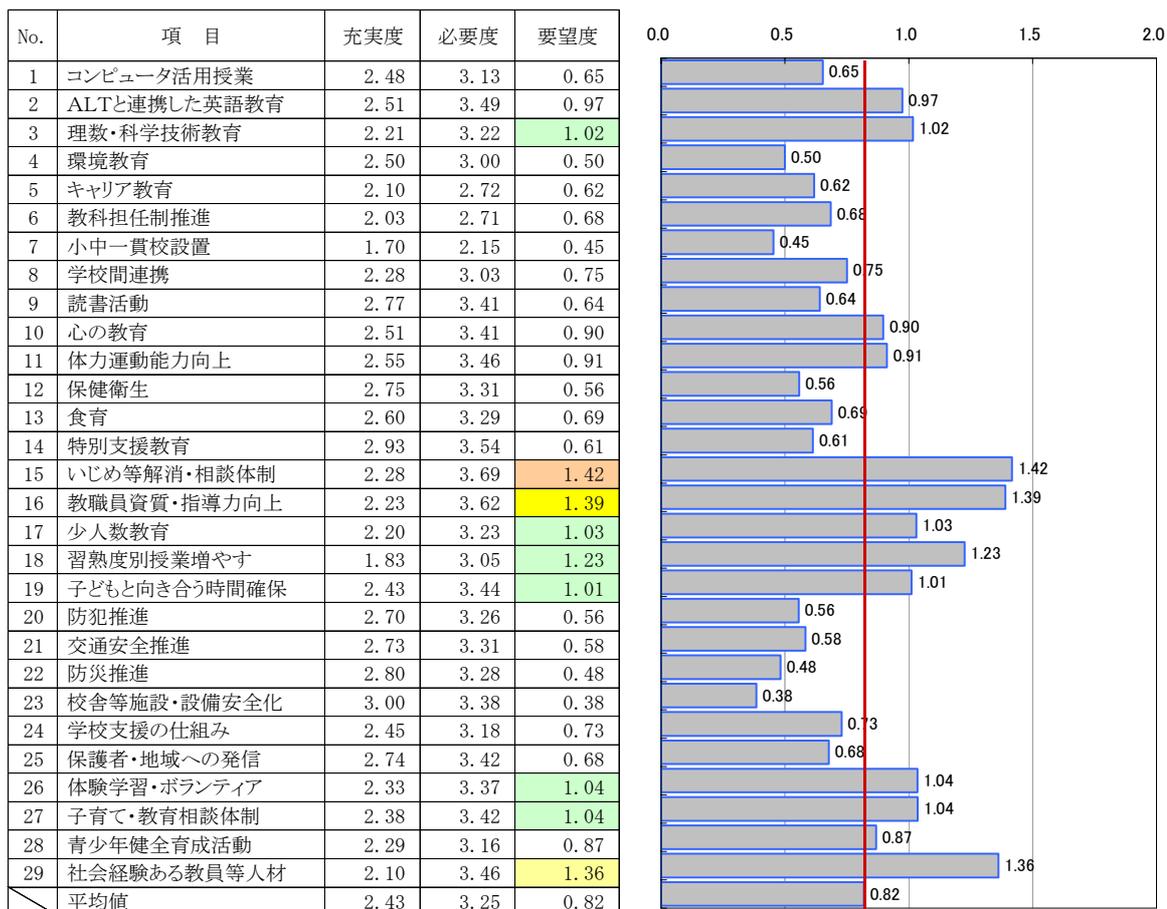
- **必要度**
- 「必要である」の回答者数×4点
- 「どちらかといえば必要である」の回答者数×3点
- 「どちらかといえば必要でない」×2点
- 「必要でない」の回答者数×1点
- 「無回答」の回答者数×0点

} 総合点÷総回答者数=必要度指数 (D)

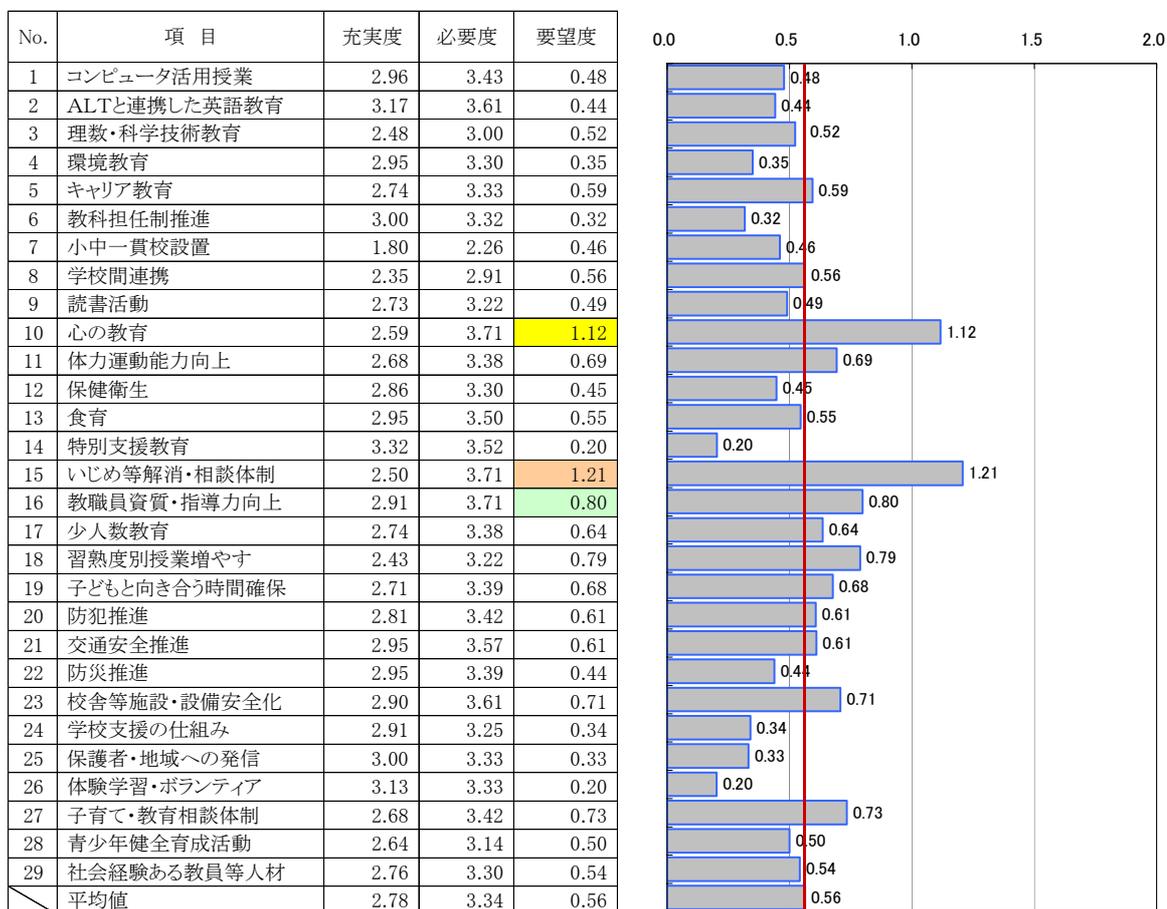
- **要望度**
- D - C = 要望度



■中学生保護者が望む町の教育の取り組み(要望度・保護者対象アンケート)



■ニセコ高校の保護者が望む町の教育の取り組み(要望度・保護者対象アンケート)

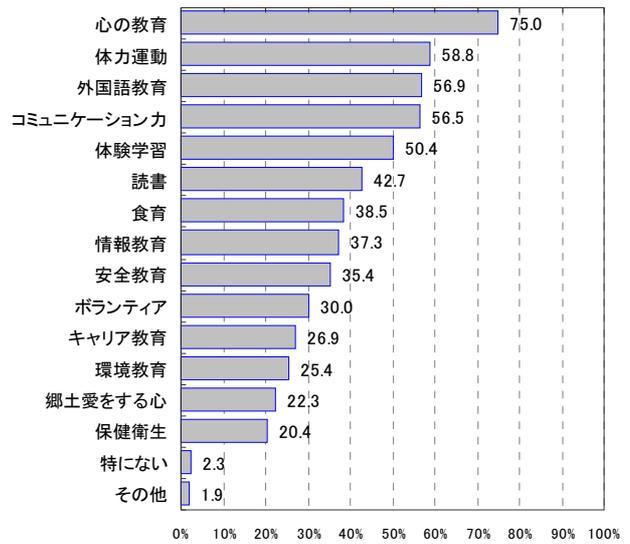


教科の授業以外で期待する教育については、小学校中学年を除くすべての学年・学校段階で「心の教育」が1位にあげられています。

小学校中学年については「体力運動」が1位にあげられています。

高校生では「\*キャリア教育」が2位になり、就学前児童保護者では多くの項目を高い回答率で選択し、全体結果上位5項目以外の「環境教育」「食育」「読書」「保健衛生」が全学年・学校段階中1位の回答率となっています。

■教科学習以外で重点的に取り組むべき教育（保護者対象アンケート）



■教科学習以外で重点的に取り組むべき教育（保護者対象アンケート）

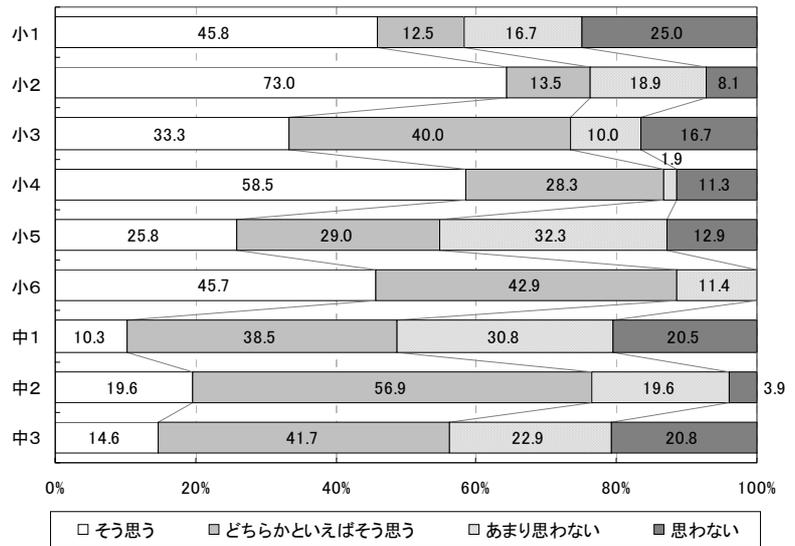
	全体	心の教育	外国語教育	環境教育	キャリア教育	食育	読書	体力運動	体験学習	情報教育
合計	260 100.0	195 75.0	148 56.9	66 25.4	70 26.9	100 38.5	111 42.7	153 58.8	131 50.4	97 37.3
就学前	40 -	33 82.5	29 72.5	18 45.0	12 30.0	22 55.0	20 50.0	30 75.0	26 65.0	16 40.0
低学年	29 -	21 72.4	15 51.7	8 27.6	11 37.9	11 37.9	12 41.4	18 62.1	17 58.6	8 27.6
中学年	41 -	24 58.5	22 53.7	11 26.8	4 9.8	15 36.6	19 46.3	28 68.3	20 48.8	17 41.5
高学年	57 -	47 82.5	31 54.4	13 22.8	10 17.5	21 36.8	28 49.1	34 59.6	30 52.6	21 36.8
中学生	69 -	51 73.9	38 55.1	12 17.4	23 33.3	26 37.7	27 39.1	33 47.8	28 40.6	28 40.6
高校生	24 -	19 79.2	13 54.2	4 16.7	10 41.7	5 20.8	5 20.8	10 41.7	10 41.7	7 29.2
無回答	0 -	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	全体	安全教育	保健衛生	コミュニケーション力	郷土愛をする心	ボランティア	特にない	その他	無回答	
合計	260 100.0	92 35.4	53 20.4	147 56.5	58 22.3	78 30.0	6 2.3	5 1.9	0 0.0	
就学前	40 -	19 47.5	14 35.0	25 62.5	9 22.5	11 27.5	0 0.0	1 2.5	0 0.0	
低学年	29 -	14 48.3	6 20.7	20 69.0	6 20.7	9 31.0	0 0.0	1 3.4	0 0.0	
中学年	41 -	16 39.0	9 22.0	20 48.8	8 19.5	14 34.1	2 4.9	1 2.4	0 0.0	
高学年	57 -	16 28.1	13 22.8	35 61.4	16 28.1	17 29.8	3 5.3	1 1.8	0 0.0	
中学生	69 -	20 29.0	7 10.1	34 49.3	13 18.8	20 29.0	1 1.4	1 1.4	0 0.0	
高校生	24 -	7 29.2	4 16.7	13 54.2	6 25.0	7 29.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
無回答	0 -	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

## 4. 学校での子どもの状況

平成24年6月に、ニセコ町教育委員会が行った新ニセコ町学習環境調査の児童・生徒アンケートで、「学校が好きかどうか」の設問に対し、「思う」（思う＋どちらかといえば思う）が69%と、全体の3分の2強となり、反対に「思わない」（あまり思わない＋思わない）は約31%となりました。

学校生活全般を振り返りながら「思わない」とする原因をしっかりと確認し、早急に学年・学級経営の改善に努める必要があります。

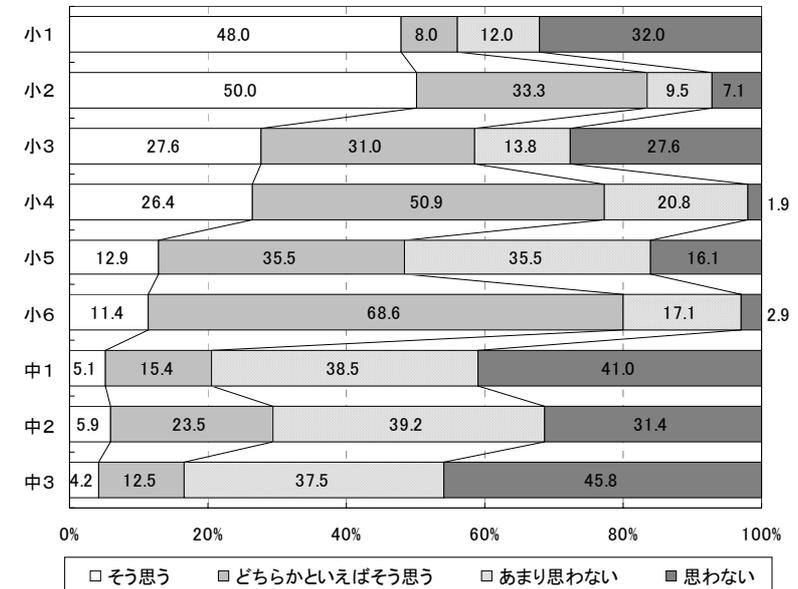
### ■学校は、好きですか(児童・アンケート)



また、「勉強が好きかどうか」では、学年が上がるごとに「思う」との割合が下がり、中学年になると、80%強の生徒が勉強への興味・関心が薄れる傾向にあります。

要因としては小学校高学年でのスポーツ少年団活動、中学校、高等学校での部活動や習い事など、対象が広がることが考えられますが、学習への興味・関心を高め意欲を向上させるためには、授業内容の充実と「学ぶ喜びや楽しさ」を実感できるようにする必要があります。

### ■勉強は、好きですか(児童・アンケート)



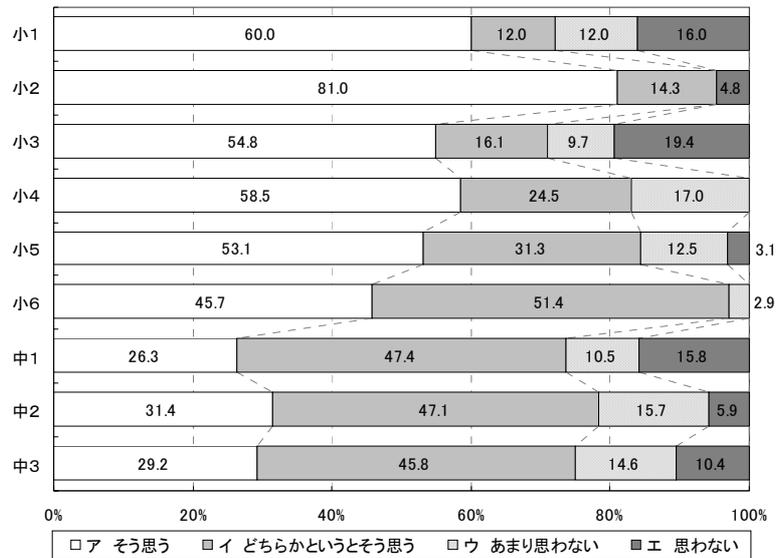
さらに、「分らないことでも自分の力で」解決したいと「思う」児童生徒は 48.9%と半数近くになりますが、小学生では学年が上がるにつれて割合が低くなり、「どちらかというと思う」に移行しています。中学生については学年に関わらず一定の割合となります。

全体に、小学校から中学校と学校の種類が変わる時に低くなりますが、要因としては、授業形態が受動的で講義形式のようになるなど授業内容に大きな変化があるためと考えられます。

また、自分で解くよりも「解き方を知る方が有効である。」と考える姿勢が生じて来ることも一因といえます。

今後とも、生涯を通して「主体的な学び」が必要であるという意義を啓発・指導していくことが望まれます。

■分らないことでも、自分の力で答えを見つけられるように勉強したいですか(児童・アンケート)



子どもたちはおおむね学校が好きだと思い、半数近くは勉強が好きだと思っていますが、時には学習につまずいたり、友だちとけんかをしたりしながらも、将来の夢や希望をもって学校生活を送っています。

学習や学校生活への意欲をなくすことのないよう、つまずいても自ら乗り越えていけるよう、幼い頃から、人との関わりや自然とのふれあいを通して、命あるものを慈しみ、他者の心に共感できる豊かな感性と、心が通いあう対話ができる言葉の力を身につけ、苦手なことも粘り強くやり遂げる経験を積むことが大切です。

ニセコ町でもその年によってはいじめや不登校、交通事故などが発生しています。携帯電話や暴力行為などによる新しい形のいじめ、不審者被害など今日的な問題は、家庭、学校、地域、関係機関等が連携し一体となって対応していくことが重要です。

■いじめ・不登校・非行等の状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
いじめ件数	3	2	2	2	0
不登校件数	1	1	1	0	2
少年非行件数	0	0	0	0	0
子どもの犯罪件数	0	0	0	0	0
子どもの事故被害件数	1	0	0	0	0
うち交通事故件数	1	0	0	0	0
「心の教室相談員」相談件数	0	0	0	0	0

注：各年5月1日現在

資料：ニセコ町教育委員会

一方、今日、小中学校等での特別な支援が必要な子どもの学習や学校生活への一層の対応が求められています。

特別な支援が必要な子どもについては、関係機関と連携し早期に状態を把握し、その子その子に応じた教育的支援を計画的に行う必要があります。

## 5. 青少年健全育成の状況

放課後子ども教室は、全ての子どもに安全で安心な放課後の子どもの居場所を提供し、地域との連携で学習やスポーツ・文化活動、交流活動などを行う取り組みです。

放課後子ども教室はニセコ町民センターで開設し、開設回数は平成23年度48回、平成24年度42回となっています。

放課後子ども教室は学童保育とともに、放課後児童の健やかな成長を支援する重要な取り組みであることから、関係機関と連携しながら子どもの立場にたって内容の充実に努めることが望まれます。

### ■放課後子ども教室の状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総児童数	250	248	252	236	232	224
実施回数	0	25	44	56	61	48
のべ利用者数	0	126	371	670	533	375
1回あたり	-	5.0	8.4	12.0	8.7	7.8
登録者数	0	23	27	35	30	45
利用割合(%)	0.0	9.3	10.7	14.8	12.9	20.1

注：各年5月1日現在

資料：ニセコ町教育委員会

平成24年4月1日現在で、青少年健全育成のための教育資源は次のとおりです。

### ■青少年健全育成のための教育資源

施設・団体等名称	活動概要	担当課
地域子育て支援センター (ニセコ町幼児センター併設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て相談事業</li> <li>・親同士の情報交換の場</li> <li>・親子交流行事</li> <li>・情報の提供</li> <li>・子育て講座</li> <li>・一時保育、休日保育</li> <li>・子育てサークル育成・支援事業</li> <li>・町行事等における託児</li> </ul>	教育委員会 幼児センター
ニセコ町幼児センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間児(幼稚園)、長時間児(保育所)の幼保一元型保育</li> <li>・短時間児預かり保育</li> </ul>	教育委員会 幼児センター
ニセコ町学習交流センターあそぶつく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本や読書を通しての学習と交流活動の場</li> </ul>	教育委員会 町民学習課
ニセコ町学童保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ</li> </ul>	保健福祉課
有島記念館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真、書簡、書、絵画、初版本などを展示し、有島武郎の生涯と文学、農場開放にいたる軌跡を紹介</li> </ul>	教育委員会 町民学習課

施設・団体等名称		活動概要	担当課
人材	民生委員・児童委員(主任児童委員)	・子どもをめぐるさまざまな問題についての相談活動 ・地域のネットワークづくり	保健福祉課
	スクールカウンセラー	・学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言を行う	教育委員会 高校事務係
	ニセコ町障害者等地域自立支援協議会	・地域の障害福祉に関する課題について協議する	保健福祉課
団体・組織	社会福祉協議会	・心配ごと相談	ニセコ町 社会福祉協議会
	老人クラブ	・生きがいづくり、健康づくり	ニセコ町 社会福祉協議会
	寿大学	・生きがいづくり ・教養の向上	教育委員会 町民学習課
	ニセコ町就学指導指導委員会	・心身に障害のある児童生徒と就学予定児に適正な教育措置を行う	教育委員会 学校教育課
	ニセコ町交通安全指導委員会	・登下校時の交通安全街頭指導	町民生活課
	あそぶっくの会	・読書ボランティア活動 ・講座、教室	教育委員会 町民学習課
	ニセコ町体育協会	・スポーツの振興、体力向上 ・町内スポーツ団体の統括	教育委員会 町民学習課
	ニセコ町文化協会	・文化の振興、教養の向上 ・町内文化団体の統括	教育委員会 町民学習課
	ニセコ町防犯協会	・防犯対策	町民生活課
	ニセコ町学校地域安全確保会議	・下校時の巡回 ・防犯模擬訓練	教育委員会 学校教育課
	ニセコ町青少年健全育成協議会	・通学路での街頭指導	教育委員会 町民学習課
	ニセコ町PTA連合会	・子どもの健全育成、家庭教育の向上	教育委員会 町民学習課
	北海道インターナショナルスクールニセコ校	・小学校との交流	教育委員会 学校教育課ほか
	ニセコ町国際交流推進協議会	・世界に出会える文化イベントの開催 ・小学校での国際交流や冬期イベントの開催 ・ニセコ町国際交流新聞の企画発行	企画環境課

注：各年4月1日現在

資料：ニセコ町教育委員会

### ■スポーツ少年団

団体名	会員数	団体名	会員数
柔道少年団	20	スキー少年団(アルペン、クロカン)	32
剣道少年団	13	陸上少年団	31
野球少年団	12	バレーボール少年団	14
バドミントン少年団	28	サッカー少年団	29

平成24年4月1日現在

資料：ニセコ町教育委員会

### ■各種団体

区分	各種団体			
	スポーツ少年団		PTA(小学校・中学校)	
	団体数	会員数(人)	団体数	会員数(人)
平成18年度	8	189	3	250
平成19年度	8	169	3	247
平成20年度	8	185	3	238
平成21年度	8	180	3	356
平成22年度	8	189	3	364
平成23年度	8	179	3	357

注：平成24年4月1日現在

資料：ニセコ町教育委員会

### ■児童公園

公園名	所在地	公園概要
ニセコ町農村公園	宇富士見	遊具,砂場,ベンチ,水呑場,トイレ
中央団地児童公園	宇中央通	遊具,砂場,ベンチ
のぞみ団地児童公園	宇本通	遊具,砂場,ベンチ
本通B団地児童公園	宇本通	遊具,砂場,ベンチ
富士見団地児童公園	宇富士見	遊具,砂場,ベンチ
さくら団地児童公園	宇富士見	遊具,ベンチ
望羊団地児童公園	宇有島	遊具,砂場,ベンチ
新有島団地児童公園	宇有島	遊具,砂場,ベンチ

注：平成24年4月1日現在

資料：ニセコ町教育委員会

## 6. 生涯学習の状況

社会教育は生涯学習を進めるうえで中心的な役割を果たし、さまざまな社会的課題の解決に大きな力を発揮します。

ニセコ町は、生涯学習社会を実現し、新しい時代に対応した地域社会の創出めざし、町民の生涯学習活動を活性化するための推進体制の充実を目標に掲げ、生涯学習体制の整備、指導体制と研修活動の充実、社会教育施設・スポーツ施設の維持管理などの事業を進めています。

読書活動については、学習交流センター「あそぶっく」を拠点に、多くの町民が図書に親しめるよう、また子どもの読書環境を整備するため、「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

文化・芸術活動については、生涯学習の重要性を広く普及する意味からも活動奨励に努めるとともに、児童生徒への芸術鑑賞や発表機会を提供しています。

また、有島記念館については、平成 23 年度から学芸員を配置し、有島文学と有島武郎の精神の研究・普及や博物館活動の推進、今後の有島記念館の情報発信のあり方についての検討、記念館・記念公園周辺環境の保全と整備等に取り組んでいます。

スポーツについては、生涯スポーツの観点で、健康づくり、体力の維持増強、競技スポーツの振興、スポーツを通じた人と人とのふれあいや地域活動を促進するとともに、ニセコ町総合体育館アリーナ側の耐震補強工事、陸上競技場トラック部分の全面改修など、スポーツ施設を整備しました。

今後とも、学社融合、関係機関等との連携を強めながら、いつでも学び続ける生涯学習社会の実現に向け、町民一人ひとりのさまざまな学習活動を支援し、心身ともに健やかで豊かな人の育成をはかることがたいへん重要です。

### ■あそぶっくの利用状況

	開館日数(日)	入館者数(人)	図書貸出冊数(冊)	月末蔵書冊数(冊)	月末登録者数(人)	前年度入館者数(人)
平成18年度	280	44,548	32,271	21,109	2,427	-
平成19年度	278	40,091	33,697	22,334	2,425	39,985
平成20年度	273	42,437	31,411	23,710	1,354	40,091
平成21年度	280	43,108	34,213	24,678	1,697	42,437
平成22年度	279	43,500	36,405	27,015	2,018	43,108
平成23年度	283	45,025	38,970	29,469	2,324	43,500

注:各年度末現在

資料:ニセコ町教育委員会

### ■有島記念館の利用状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
有島記念館	9,317	9,315	8,703	7,540	6,087

注:各年度末現在

資料:ニセコ町教育委員会

■社会体育施設の利用状況

単位:人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総合体育館	21,703	22,230	21,442	22,996	21,981
テニスコート	1,174	852	1,228	1,214	613
水泳プール	3,573	3,659	2,999	3,370	2,947
町民運動場	2,824	1,456	1,506	1,686	1,372
運動公園野球場	1,961	1,989	2,609	3,652	2,005
ソフトボール場	732	515	551	741	1,289
パークゴルフ場	3,197	2,442	2,727	2,637	2,196

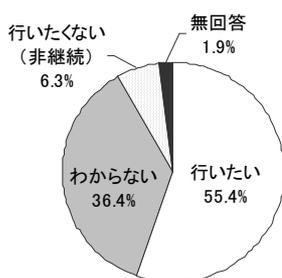
注:各年度未現在

ニセコ町教育委員会

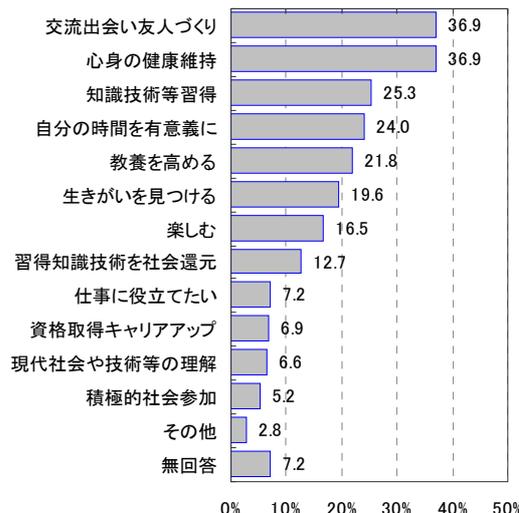
生涯学習を行いたいかどうか、町民対象アンケートで尋ねたところ、「行いたい」との回答が56.4%、反対に「行いたくない」が6.3%となり、実践意向は強いと考えられます。しかし、「わからない」との回答が36.4%あり、町民意識に差がみられます。

生涯学習を行う目的は、「交流出合い友人づくり」と「心身の健康維持」との回答が最も高く、ともに36.9%となっています。次いで、「知識技術等習得」が25.3%、「自分の時間を有意義に」が24.0%、「教養を高める」が21.8%などとなっています。

■生涯学習実践意向(町民対象アンケート)

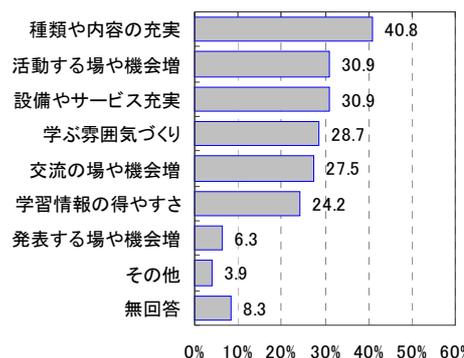


■生涯学習の目的(町民対象アンケート)



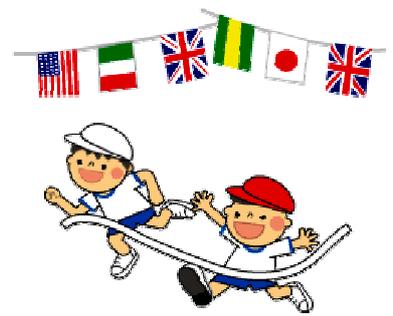
生涯学習の環境整備については、「種類や内容の充実(教室や講座、講習会の種類や内容の充実)」が40.8%で最も高く、次いで「活動する場や機会増」と「設備やサービス充実」が同率30.9%、「学ぶ雰囲気づくり」28.7%、「交流の場や機会増」27.5%、「学習情報の得やすさ」24.2%などとなっています。

■生涯学習の環境整備(町民対象アンケート)





### 第3章 ■ニセコ町の教育理念





## 第3章 ニセコ町の教育理念

教育基本法第1条は、「教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めています。

本来、子どもは未成熟で未完成なものです。しかし、子どもには限りない可能性があります。

子どもの可能性を最大限に伸ばすよう全力を尽くすことは、保護者だけではなくすべての大人の責務です。

子どもたちが、健やかにたくましく伸びやかに成長する姿は、家庭に幸せを与え、地域社会に希望をもたらします。そして、子どもたちがその力を社会のために発揮する姿を想えば、町や国の将来は輝いて見えます。

計画策定の資料とするために行ったアンケートで子どもの将来像をたずねたところ、ニセコ町の保護者は「人間性や社会性が豊かで、高い倫理観をもった健康な人」と回答し、保護者以外の町民も保護者と同様の将来像を描き、それに加えて「新しい道を切り開き、社会的にも経済的にも自立した人」と回答しています。

ニセコ町は、人口が増加し、豊かな自然などの地域資源に惹かれて訪れる国内外の人々が交流し、暮らす町です。この町の未来の姿は、未来のために何をするか、未来を担う子どもたちがどう成長していくかで決まるといっても過言ではありません。

子どもの教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、子どもも大人もはつらつと豊かな人生を送っている町を実現することは、とても重要なことです。

また、教育は、人と人とが互いに向きあいながら心を通わせ、信頼を培いながら行うものであり、家庭、学校、地域が連携してなせるものであることから、人とのつながりを大切にしつつ、社会が人を育み、人が社会をつくるとのサイクルを確立する必要があります。

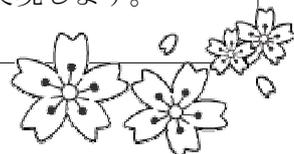
このような考え方を基に町民が描く子どもの将来像を意識しながら、日々の教育実践一つひとつの積み重ねを大切にし、変化激しい社会のなかで、豊かな人間性、社会性と高い倫理意識をもって自立し、協働し、未来を創造する人の育成をはかるため、教育の基本理念を次の通りとします。

### 【教育理念】

#### 平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現

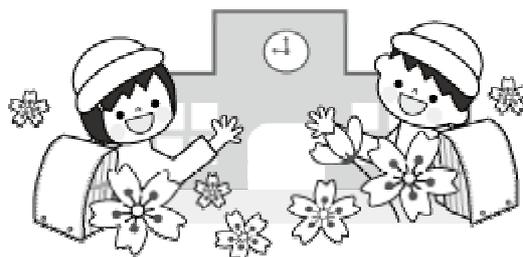
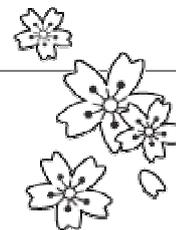
一人ひとりの人格形成と個性尊重を基本に、未来を担う子どもたちがニセコ町で受けた教育を誇りに社会で自立し、幸せに生きていく力を身につける教育を行います。

また、少数者の立場を尊重し、自由に意見を交わして真理を探究し、平和で民主的な共生・共助の社会を築き、未来を創造し発展させる力を身につける教育を実現します。



## 学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現

町民一人ひとりが、自己の人格を磨き、多くの人々や多様な事象との出会いを通して豊かな学びを広げ、充実した人生を送れるよう、生涯にわたってあらゆる機会に学習でき、その成果を生かせる生涯学習のまちの実現をめざします。



## 第4章 施策の基本方向





## 第4章 施策の基本方向

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 「子ども」と「教育」のとらえ方

変化の激しい社会に生き社会を担う子どもたちには、何にもまして「生きる力」が必要です。生きる力には、生命・健康の維持はもとより、生命を尊び人権を尊重する心と自己を律する力が必要です。また、子どもたちの苦しみや問題行動の背景にあるものや原因の分析に基づいた、一人ひとりにあわせた教育を追究し実践していくことが求められます。

学校と家庭との相互理解と連携をより確かにすることによって、さまざまな教育課題に対応する活動の効果が上がります。さらに、関係団体のみならず、世代間・地域間の連携により「子どもは地域の宝」「教育は未来への投資」という気運をつくりだしていくことが大切です。

#### (2) 「人が学ぶ」ということ

一人ひとりが自己の人格を磨きながら豊かな社会づくりをめざし、生きがいと自己実現の希望をもちながら生涯にわたって学び続ける自己教育力の育成が大切です。そして、誰もが等しくその機会をもっていることを認識すべきです。

一方、自然や生き物に接することで知る生命の尊さ、生きる知恵、心を揺さぶる読書や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、地域の歴史を知ることを通じた人の営為への敬意と郷土意識など、学びはさまざまな人や物、歴史や事象などに出会うことから始まります。人が学ぶということは、心身ともに豊かに充実して生きるための必須条件です。

#### (3) 「人とつながる」ということ

人は集団なしでは生きられないだけでなく、社会生活をするうえでいずれかの集団に属し、その集団のなかで生きています。自分の属した集団で、自己表現し、能力を発揮するためには適切なコミュニケーションをとったり、協力・協働したりするなど社会性を身につけていくことが必要です。そのためにはコミュニケーション能力を培うなど、人と人とが信頼しあい協力・協働でき、つながりあう力の育成が必要です。

## 2. 施策の基本方向

施策の基本方向は、「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「学びの気運を育む」の3つで、基本理念の具現化にあたっての方向性と考え方を示しています。

また、施策の基本方向にはそれぞれ目標をたてました。前期計画ではこの目標の実現に向け、計画的・重点的に施策を実施します。

### (1) 子どもの生きる力を育む

これからの社会は激しい変化が続くなかでさらに大きく変わっていくと予想されます。

私たちは、子どもたちが、生きがいを見つけ、自己実現をはかりながら社会に貢献していったほしいと願っています。家庭、学校、地域、町が協力・協働しながら、町の子どもたちが社会性やコミュニケーション能力を高め、他者とともにたくましく生きる力を身につけていけるよう取り組みます。

#### 目標1 豊かな心と健やかな体の育成

子どもの生きる力を育む第一は、豊かな心と健やかな体の育成です。

豊かな心と健やかな体とは、「自らを律し、他者と協調・協力し、他者を思いやる心、共感・感動する心」と、「たくましく生きるための健康や体力」のことです。

この目標を達成するために、乳幼児期の子育て支援と就学前教育の充実に努めるとともに、出生時から子どもの発達段階に応じて、家庭、学校、地域がそれぞれの立場で取り組み、連携・協力を促進します。

#### 目標2 生活習慣と社会性の育成

子どものときに身につけた良い生活習慣や社会性は、自らを律し人との関係を円滑にし、社会のなかで自己実現をはかっていく力になります。

家庭、学校、地域がそれぞれに「しつける」べきこと、育むべきことを明確にし、協力して子どもの良い生活習慣と社会性を育みます。

#### 目標3 確かな学力の育成

確かな学力とは、「世の中のさまざまなことに興味と関心をもち、自ら学ぼうとする意欲と態度」「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」をいいます。

子どもの発達段階を踏まえながら、あらゆる教育活動を通して「確かな学力の育成」をめざします。

## (2) 学校の教育力を高める

学校は、学齢期にあるすべての子どもの教育を担っています。学校の教育力が高まれば、子どもの良い成長が期待できます。

また学校は、家庭教育や社会教育と連携する町の教育推進拠点です。学校の教育力の向上は、教育行政を進める基盤となり重要な原動力ともなります。そのため、教職員の豊かな感覚や資質・能力の向上をはかるとともに研修・研究活動の充実と教育環境の整備を進めます。

### 目標4 学校経営の充実

学校の教育力を高めるためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を向上させることが重要です。

また、効果的な教育課程を編成・実施すること、保護者や地域の力を学校教育に活かすこと、関係機関との連携を強めることが大切です。これらは学校経営の充実によって可能となることから、各学校への支援を強化します。

### 目標5 教職員の資質・能力の向上

学校の教育力とは教職員の資質・能力に裏づけられた指導力といっても過言ではないでしょう。教職員の資質と能力の向上こそ、今、学校に求められている最も重要な課題ととらえ取り組みます。

### 目標6 教育環境の充実

安全安心で教育効果の上がる学校環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備などのハードと学習教材等のソフト両面で計画的な整備を進めます。

また、防犯や交通安全、防災など子どもたちが安全に安心して学校生活を送ることができる体制づくりを、より一層進めます。

さらに、家庭、地域と連携しながら地球規模の問題である環境保全に係る学習を充実します。

## (3) 学びの気運を育む

豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通じて自ら学び、学びを広げ、深めていくことが大切です。

生涯学習は、子どもも大人も、ともに学びともに育つこと。今後とも生涯学習の中心となる社会教育とスポーツの振興をはかるとともに、文化・芸術活動の活発化をはかり、みんなの協力で、地域のなかに豊かな学びの気運を育み、学びの場や機会をつくり、生涯学習社会の実現をめざします。

## 目標7 生涯学習・スポーツの充実

学びとスポーツは人が人らしく生きるために不可欠の活動です。町民だれもがその人のライフステージにあった学びを見つけ活動し、自己を磨き豊かにするとともに、協働して地域の生活課題等に取り組み、自律的な共助の社会をつくる力を培うことは、これからのニセコ町に欠かせません。

そのため、だれでも、いつでも、どこでも学び、スポーツを楽しむ気運の醸成と環境整備を進めます。

## 目標8 文化・芸術の振興

文化・芸術には、豊かな心を涵養し、人と人を結びつける力があり、立場や世代、置かれた状況を超えて人としての共感を呼びさます力があります。

この力を育むため、有島記念館、あそぶっくを中心に文化・芸術の振興をめざした対策を進めます。

## 目標9 異文化共生の推進

子どもから大人まで、世界の人々との\*コミュニケーションツールとなる外国語の学習を促進します。

また、地域や関係機関・団体等との連携により、外国の人々との交流や外国の文化とふれあう機会の拡充、国際交流事業の促進、国内地域との交流など、異なる考え方や暮らしのありよう、文化への理解を深め共生する社会づくりを推進します。



### 3. 施策の体系







## 第5章 施策の展開



## 第5章 施策の展開

この章では、目標ごとに平成25年度から平成29年度の5年間で、計画的・重点的に取り組む施策と検討が必要な課題を記しています。

### 1. 子どもの生きる力を育む

#### (1) 目標1 豊かな心と健やかな体の育成

##### 施策1 子育て支援の推進

豊かな心と健やかな体を育むためには乳幼児期の子育てが重要です。

保護者と子の健康を守り、保護者が孤立して、子育てに過度の不安や悩みを抱いて虐待に至ってしまうようなことが起きないようにするために、関係機関等と連携しながら安心して子育てができるよう支援を充実します。

- ★ 地域子育て支援センターの機能を充実します。
- ★ 子育てボランティアの育成など地域での子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- ★ 健康な心身を育むため、乳幼児健診や育児相談、発達相談などの充実を支援します。
- ★ 未就園児の活動や預かり保育の充実に努めます。

##### 施策2 就学前教育の推進

就学前教育は、学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性の芽生えなどを培ううえで大切な役割を果たすことから、幼児センターでの教育や保育の充実をはかります。

また、子どもを健やかに育むために保護者が主体的に学び地域が支える家庭教育を支援するとともに、就学前教育から小学校教育へスムーズにつながるよう幼小の連携をはかります。

- ★ 基本的な生活習慣を身につけさせ、遊びを通して体力、自立心、感性、人と関わる力など、生涯の基礎となる力を育成します。
- ★ あそぶっくでの活動を促進します。
- ★ 幼児期から英語に親しみ、外国人とのふれあいを推進します。
- ★ 幼小の交流を深めながらスムーズなつながりと継続性の確保に努めます。

### 施策3 道徳教育・人権教育の推進

学齢期では、豊かな心や人間性の育成が一層重要になり、家庭での生活や保護者との関わり、学校での道徳教育や人権教育、地域での交流活動や体験活動が大切になります。

このため、家庭、学校、地域の連携を強化しながら豊かな人間性や感性を育む取組を積極的に推進します。

- ★ 子どもが地域の歴史や文化、自然、人々とふれあい学ぶ活動を進めます。
- ★ 各学校で授業の工夫をしながら、子どもの心に響く道徳教育を進めます。
- ★ 個々人の尊厳を重視し偏見や差別がなく他者を思いやれる人になるために、\*ノーマライゼーションや共生・共助に係る教育を進めるとともに、各種体験活動や交流活動、ボランティア活動等の充実に努めます。

### 施策4 健康な体づくりの推進

子どもの健やかな体を育てるためには、遊びや運動によって体力の向上をはかるとともに健康への意識を定着させる必要があります。

このため、学校での体育や部活動を充実するとともに、地域での遊びやスポーツの促進、関係機関等と連携した健康意識の向上に努めます。

- ★ 児童生徒に性に関する正しい知識を身につけさせるため、学校と家庭や地域の関係機関が連携しながら指導の充実に努めます。
- ★ 児童生徒が薬物乱用に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる資質能力の向上に努めます。
- ★ 体力を培う学校体育の充実と運動部活動の充実に努め、子どもの全人格的成長を促す一助として体罰や強制などが無い健全な活動を推進します。
- ★ 子どもが運動に関心をもち、スポーツに親しむための体制やスポーツ環境の充実に努めます。
- ★ 子どもの健康や体力の重要性について正しい認識が広がる活動を充実します。
- ★ 子どもが自分の健康についてよく認識し、健康の維持・増進に励むよう、学校と家庭や保健・医療・福祉関係者と連携しながら安全安心な学校保健の実現に努めます。

### 施策5 食育の推進

近年、「身土不二」の考え方（人間の身体は住んでいる風土や環境と密接に関係していて、その土地の自然に適応した旬の作物を育て、食べることで健康に生きられるという考え方。もとは仏教用語）がいわれるようになり、地産地消や\*スローフードなどに通じるところから、持続可能な農業や地産地消のスローガンとして使われています。

正しい生活習慣、特に正しい食生活の習慣化は、生涯にわたって健康に生活する基本となります。そのため、子どもだけでなくあらゆる世代で、健全な食生活に必要な知識や判断力を習得し、それを実現できるようにすることをめざすとともに、食の安全の確保や食文化の醸成、ひ

いては地域活性化につながる食育を推進します。

- ★ 地産地消による学校給食の充実をはかります。
- ★ 関係機関等と連携し正しい食生活の習慣化に取り組みます。
- ★ 地域と連携しながら食と農に係る環境学習やふるさと学習等の体験型教育を進めます。
- ★ 保護者と子どもとの関わりを深めるため地場生産物を活用し、郷土食の伝承を含めた料理教室等を行います。

## (2) 目標2 生活習慣と社会性の育成

### 施策6 家庭と連携したより良い生活習慣の形成

「一家は習慣の学校なり。父母は習慣の教師なり」（福沢諭吉「教育論」より）といわれるように、生活習慣の形成には家庭の役割が重大であることから、家庭に対する啓発活動を充実します。また、学校でも家庭との連携を深め、より良い生活習慣の確立に向けた指導を充実します。

- ★ 早寝・早起き・朝ご飯、あいさつなど、基本的な生活習慣を確立するための啓発活動を進めます。
- ★ 大人も子どももより良い生活習慣を身につけるために家庭教育を充実します。

### 施策7 規範意識と社会性を育む教育の推進

町の子どもたちは、学校のきまりや子どもたち同士の約束をよく守っています。今後とも子どもの社会性を育むため、学校や地域で、規範意識の醸成や幅広い体験活動、交流活動を進めます。

- ★ 学校や社会のルールを守る指導を強化し、社会の一員としてのあり方を考える学習を進めます。

### 施策8 地域と連携した福祉・社会体験学習の推進

子どもが自らの生き方や社会貢献のあり方などについて考えを深めていけるよう、年齢に応じた指導を行うとともに、地域等と連携し福祉学習や社会体験学習を進めます。

- ★ 地域等と連携し、社会体験の機会の拡充と福祉に係る体験学習を進めます。

## 施策9 生き方(キャリア)教育の推進

子どもたちには夢と希望があります。子どもたちが自分の生き方について考えを深めると同時に、働くということを考え職業観を養っていけるよう、発達段階に応じた教育を進めます。

- ★ 勤労や職業体験を充実し、これらについて考えさせるキャリア教育を進めます。
- ★ 地域の人材はじめ幅広く社会の第一線で活躍する人々を招いた特別授業等を行います。

## 施策10 教育相談の充実

子どもの学習・生活のようすなどについて保護者に知らせるとともに、授業参観や懇談会等を通して、保護者とともに児童に対する理解を深め、協力しながら適切な指導に努めます。

また、子どもの教育相談に親身に応じる体制の充実をはかるとともに、保護者が子どもの教育や生活、進路等に関わる相談がしやすいよう体制整備に努めます。

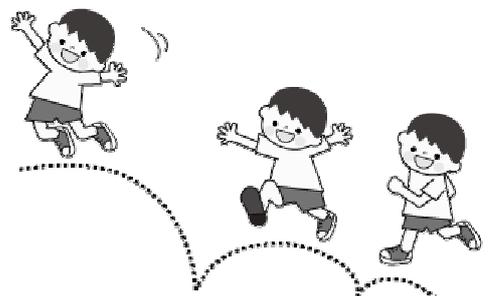
- ★ 多様化・複雑化する子どもの心の問題の解決に向けて、\*スクールカウンセラーの派遣を行います。
- ★ 子どもとの信頼関係を築きながら個々の児童生徒を理解し、その個性・能力を発揮・練磨させるよう子どもと向き合う時間の確保に努めます。
- ★ 保護者の教育に対する願いと学校の教育計画を理解し、協力しあいながら教育効果を高められるよう、面談や授業参観、懇談会等の充実にも努めます。
- ★ 保護者が、教育や生活、進路等子どもの成長に関わるいろいろな相談がしやすいよう体制整備に努めます。

## 施策11 青少年教育の推進

計画策定の資料とするために行ったアンケートでは、町民は、機会があれば子どもたちと関わり、それとなく見守っています。また子どもたちも、多くが近所の人たちとあいさつし、地域の行事にも参加しています。

子どもたちが健やかに育つためには、家庭、学校、地域が連携し、自然とのふれあいや地域等との交流、体験活動を推進します。

- ★ 地域や関係機関等と連携し、青少年教育の推進に努めます。
- ★ 青少年教育に関わる団体の活動を支援します。
- ★ 青少年の非行防止に取り組みます。



### (3) 目標3 確かな学力の育成

#### 施策12 学習意欲の向上

自ら学び、考え、行動する力は、生涯にわたる学習の基礎となり、その力はまず学びの意欲の向上から始まります。

学ぶ意義を理解し意欲をもって学ぶ子どもを育成するため、学習指導要領を踏まえた教育課程の確実な実施と管理、評価・改善を行うとともに、\*TTや少人数指導、習熟度別指導、ICTの有効活用など多様な指導方法等を積極的に取り入れ、一人一人に応じた指導の充実に努めます。

- ★ 全教員が授業改善を進め、「よくわかる授業」「集中できる授業」を進めます。
- ★ 児童生徒一人一人が学習の目標や課題をもち、学習方法を身につけるよう多様な学習を進めます。
- ★ TTや少人数教育、習熟度別指導、教材の工夫など、多様な指導方法・形態の展開に努めます。
- ★ 保護者と連携し家庭学習の習慣化をはかります。
- ★ ICT機器の有効活用により、効率の良い授業を進めます。

#### 施策13 基礎・基本の確実な定着

すべての子どもたちが、多様化・複雑化する現代社会を生きていくなかで、さまざまな課題に立ち向かい自ら解決し、その将来を拓いていくための力の源は、基礎的・基本的学習内容の確実な習得にあります。

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習する態度などの確かな学力を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実に努めます。

全国学力・学習状況調査や各種のテスト等の結果を分析して実態を把握するとともに、効果的な指導方法の追究や教材研究等による魅力ある授業づくりを進めます。

また、町の子どもに基礎・基本を定着させるため、教育研究活動を充実するとともに、実践情報や指導法等の共有化をはかります。

- ★ 全国学力・学習状況調査や標準学力検査等の結果を十分分析・活用し、児童生徒一人一人の課題を踏まえた教育を行います。
- ★ 放課後の補充学習や夏期・冬期の特別学習等を実施し学力の向上に努めます。
- ★ 確かな学力を保证するために一貫性のある小中連携を推進します。
- ★ 家庭と連携して、復習や予習が定着するよう努めます。

## 施策 14 高等学校教育の推進

町立ニセコ高等学校は、地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育の充実に努め、多くの有為な人材を育成しています。

引き続き新しい時代を担う農業人と、農の心と自然環境を知る新しい観光産業人を育成するため、教育課程、教育内容の充実と地域の教育力の活用、\*高大連携事業などを推進します。

- ★ 地域に根ざした特色ある教育課程の編成・実施に努めます。
- ★ 地域の未来を担う人材を育むため教育内容の改善・充実ははかります。
- ★ 地域の教育資源を有効活用するとともに高大連携を推進します。

## 施策 15 特別支援教育の充実

特別な支援が必要な子どもの学習を支援するため、個別的支援を基本に\*特別支援教育コーディネーター、\*特別支援教育支援員を含めた教職員体制の整備に努めます。

また、特別支援教育対象の子どもや課題を抱える子どもについて、幼小中を通して育ちを共有できるシステムの構築について関係機関等を交えて検討するなど、連携を強化します。

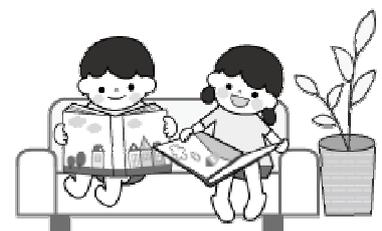
- ★ 個別の教育支援計画、指導計画に基づき個別のニーズに応じた指導を行います。
- ★ 特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の確立をはかります。
- ★ 特別支援教育支援員の活動を進めます。
- ★ 家庭との連携をはかるとともに関係機関とのネットワークづくりを進めます。

## 施策 16 読書活動の推進

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生を充実して生きる力を身につけるうえで欠くことのできないものです。

「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき、着実な推進をはかりながら読書活動を推進します。

- ★ 学校での一斉読書を進めます。
- ★ 近隣町村で行われている読書活動と連携し、「朝読・家読運動」を進めます。
- ★ 学校図書室の利用促進に向けた環境の整備と蔵書の整備を進めます。



## 2. 学校の教育力を高める

### (1) 目標4 学校経営の充実

#### 施策17 学校経営サイクルの確立

学校経営方針に基づき創意ある教育活動を行うため、改善につながる自己評価や保護者・児童生徒アンケート、学校関係者評価を実施し、\*P D C Aによる自律的な学校経営サイクルを定着化し、改善システムの確立をはかります。

- ★ 「ニセコ町\*学校評価ガイドライン」に基づき、適切な評価を行い、教育活動の工夫・改善に生かしながら、保護者や地域住民に積極的に情報提供を行う取組を推進します。
- ★ 計画、実践、評価、改善のP D C Aサイクルを確立するとともにその過程と結果を公表します。

#### 施策18 開かれた学校の推進

学校と家庭・地域との連携・協力は次の3つから成り立ちます。

- ①家庭・地域と学校との相互理解に基づき、家庭・地域の意向を反映した学校運営。学校の情報公開、\*学校評議員制度などによります。
  - ②学校教育に地域の資源や教育力の活用。具体的には、地域の人材に非常勤講師やボランティアとして協力してもらうことや地域の施設や自然などを教育活動で活用すること、近隣の学校との相互交流や連携などがあります。これは地域の特色を生かした教育課程を編成し、地域の特色を生かした教育活動を展開することでもあります。
  - ③学校がもっている資源や教育力を地域社会に開放し、地域の人々の交流の場、地域コミュニティの拠点として機能すること。学校施設の開放や学習機会の提供などを行います。
- 町は、今後とも保護者や地域に信頼される学校、開かれた学校を推進します。

- ★ 個人情報に留意して学校ホームページや各種通信（FMラジオニセコなど）による情報提供に努めます。
- ★ 学校評議員会、P T A活動の推進と内容の充実に努めます。
- ★ 学校の教育方針や教育計画、進捗状況等の情報発信を充実するとともに、保護者や地域の人々への説明等に努め、開かれた学校を推進します。
- ★ 地域行事等への積極的な参加と協力を進めます。

## 施策 19 ふるさと教育の推進

子どもたちが、自分が生まれ育ったニセコ町の豊かな自然や歴史・文化・産業等に親しみ理解を深めるため、総合的な学習の時間などで身近な教育資源を積極的に活用した学習の充実に努めます。

そして、さまざまな学習や体験を通して、ふるさとニセコ町への愛着や誇りを育み、社会の一員として生きる自覚の涵養に努めます。

- ★ 総合的な学習の時間などを活用し、地域の人々などと連携した自然や歴史・文化・農業などの体験学習を充実します。
- ★ 地域や地域の各種団体などとの連携を深め、身近な教育資源を生かした教育を進めます。
- ★ 多様な人々が集い協働するための体制・ネットワーク形成をはかり、社会全体の教育力の向上をめざします。

## (2) 目標 5 教職員の資質・能力の向上

### 施策 20 教職員研修・教育研究活動の充実

教職員一人ひとりがその資質・能力を磨き十分に発揮するとともに、お互いが力をあわせていくことで指導力の向上がはかられていきます。

教職員のニーズや時代の要請等を反映した計画的で実効性のある研修を充実するとともに、実践的教育研究、積極的な授業公開を推進します。

- ★ 専門職としての資質と授業力向上のための実践的研究を推進します。
- ★ 教育関係機関等の積極的活用を進めるとともに、各種の研究会や研修会への参加を促進し、その成果を発揮します。
- ★ 教科ごとの研究活動など教職員の自主的な研究活動を促進します。

### 施策 21 教職員の指導力の向上

子どもが「わかるまで」「できるまで」「楽しく」「興味や関心を引き出し」「粘り強く」「集中して取り組む」「力のつく」授業が行えるよう、授業改善のための研究や研修会を実施するなど、指導力の向上をめざします。

- ★ 全教職員が町内の教育活動に関わるなど、幼小中高教職員の交流・協働を推進します。
- ★ 授業を公開し、授業研究の充実を進めます。
- ★ 校長による個々の教職員の目標管理と指導を進め、資質・能力の向上につなげます。

## 施策 22 教職員の指導体制の充実

学校教育は、子どもや社会の変化に対応して普段に改善、向上をはかる必要があります。教職員は、学習指導や生活指導、道徳教育や教育相談などあらゆる領域で、絶えず研究・研鑽を深めなければなりません。

そのため、教職員の意欲と資質・能力の向上につながる目標マネジメント制度を推進します。また、指導主事や教育関係機関の積極的活用をはかります。

- ★ 校長による全教職員の授業参観や個別面談等を通して、個々の教職員の目標管理と指導を進めます。
- ★ 教職員の資質・能力の向上をはかるため、指導主事や教育関係機関との連携を深めるとともに積極的な活用を努めます。

## (3) 目標 6 教育環境の充実

### 施策 23 学校のICT化の推進

学校のICT化は教育に不可欠となりました。学校ICT環境の整備と教職員のICT活用力の向上をはかるとともに、教材や学習ソフト等の利用を促進し授業の活性化と校務の効率化をめざします。

- ★ コンピュータや情報通信ネットワークなどの設備、電子教材、学習ソフトを充実します。
- ★ ICTを活用した授業を推進し、授業改善と児童生徒の情報活用能力を育成します。
- ★ 個人情報や著作権の保護、情報セキュリティ、有害情報など情報化の進展に伴って生じている問題への対処法や情報モラルの涵養に係る情報教育を推進します。

### 施策 24 地域による学校支援の推進

家庭、学校、地域の連携協力を強め、多様な大人が子どもに関わりながら教育活動を進めていくことが重要になっています。

このため、地域全体で子どもを見守り育てようとの意識を高め、地域の人々が学校の教育活動への支援や学校運営に参加できる体制づくりを促進します。

- ★ 地域づくりを担うリーダーの養成をはかります。
- ★ 学校支援地域本部など地域の人々が学校教育活動を支援する活動を促進します。
- ★ 保護者や地域の人々の意見を学校運営に反映させる<sup>\*</sup>コミュニティ・スクール制度について検討します。

## 施策 25 環境教育の推進

環境問題が世界的な課題となるなか、恵まれた自然環境や地理的条件のもとで育まれてきた自然との共生に関する知恵や工夫などに学びながら、町の豊かな自然を守る意欲と自ら考え主体的に環境に配慮して行動できる人を育成するため、町の特色を生かした環境教育を進めます。

- ★ 地域の自然を守っていこうとする意欲や態度を育成するため、生活や産業、文化などと自然環境との関わりなど、地域の特色を生かした環境教育を進めます。
- ★ 環境保全や省資源・省エネルギー、\*低炭素社会の実現に向けた実践を身につけられるよう、団体や関係機関等が連携した学習機会の提供を促進します。
- ★ 環境教育を推進するための整備を進めます。

## 施策 26 子どもの地域活動への参加促進

ニセコ町は、まちづくり基本条例第 11 条で、「20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」と、20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利を保障しています。そして、教職員、児童生徒とも積極的に地域の行事や活動に参加するとともに、子ども議会を通してまちづくりに参加しています。

今後とも大人が子どもたちの学びを支えながら、ともに学びともに地域活動やまちづくりに参加する体制を整え、自律と協働の実践を充実します。

- ★ 行事などの特別な場だけでなく日常的に、子どもたちが地域活動に参加し、大人とともに活動できるようにします。
- ★ 子どもたちのまちづくり参加を充実します。

## 施策 27 防犯・交通安全・防災意識の向上

子どもが学校はもとより家庭や地域で、勉強や運動、遊びなどに意欲的に取り組み、いきいきとした生活を送るとともに、将来にわたる健全な心身の育成をはかるためには、子どもたちを取り巻く学校内外での安全安心を確保する必要があります。

そのため、防犯や交通安全、防災等危機管理にかかる教育を充実します。

- ★ 警察や関係団体と連携し、防犯教室の開催や「子ども 110 番の家」への駆け込み等の防犯指導の徹底をはかります。
- ★ 警察等の関係機関、関係団体と連携し、街頭啓発や交通安全教室等の開催を推進します。
- ★ 通学路の安全対策を促進します。
- ★ 地域の自然条件や学校の活動場面に応じて、想定される被害を考慮した防災教室や避難訓練を実施します。
- ★ 防災計画と連動した学校安全計画や学校危機管理マニュアル内容の徹底と適宜の見直しを進めます。
- ★ 家庭や関係団体等と、情報交換や啓発、知識等の共有化をはかる機会をつくとともに、

見守り活動を促進します。

- ★ いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラー、\*スクールソーシャルワーカーの派遣など問題に機動的、専門的に取り組む体制を充実します。
- ★ 幼小中高の連携をはかり、\*小1プロブレム、\*中1ギャップ、\*高1クライシス（高校中退含む）等に対応します。

## 施策 28 教育委員会運営の充実

教育は政治的中立性や継続性、安定性の確保と地域住民の意向を踏まえて行われることが必要です。そのために教育委員会制度は、首長からの独立機関として、合議制と\*レイマンコントロールの仕組みを基本としています。

教育に関する諸問題が山積する今日、制度の意義や果たすべき役割を踏まえ、地域の実状に合った運営面の改善・充実をはかることに努めます。

- ★ 教育委員会の活動について積極的に情報発信を行います。
- ★ 教育現場の実態を把握するための取組を進め、現場のニーズや課題に迅速かつ適切に対応にあたります。
- ★ 教育委員、委員会職員の研修会、学習会の機会を増やして資質・能力の向上に努めます。
- ★ 教育委員会事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、住民への説明責任を果たすと同時に、教育行政の改善・充実をはかります。



### 3. 学びの気運を育む

#### (1) **目標7** 生涯学習・スポーツの充実

##### **施策29** 生涯学習機会の充実

私たち町民自らが、地域の課題に対して解決に取り組むことができるようになるためには、生涯学習の果たす役割が重要です。すべての町民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学ぶことができる学習環境の整備を進めます。

- ★ 学習機会を充実するために町民の学習ニーズを把握します。
- ★ リーダーの養成に取り組みます。
- ★ 学習情報と相談機能を充実します。
- ★ 関係機関と連携をはかりながら学習機会の提供に努めます。
- ★ 生涯各期の学習活動を促進します。
- ★ 学習成果の活用を場を充実します。

##### **施策30** 生涯学習施設の充実

安全でだれもが利用しやすい施設の整備充実をはかります。

- ★ 公民館機能を持つ町民センターや学習交流センター等の生涯学習施設の活用を進めます。
- ★ 総合体育館や陸上競技場等スポーツ施設の整備に努めます。

##### **施策31** 生涯スポーツ活動の促進

スポーツは、体力向上や生活習慣病の予防など心身の健康増進に資するものです。そのため、一人でも多くの町民がスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

また、子どもの時から運動やスポーツの楽しさを実感し、積極的に体を動かす習慣や意欲を養うことができるよう、スポーツを体験する機会を充実します。

- ★ 学校体育施設等を活用した地域スポーツ活動を促進します。
- ★ 各種スポーツ大会などの充実とレクリエーション的なスポーツの普及をはかり、スポーツ活動の裾野を広げるよう努めます。
- ★ 指導者やリーダーの育成をはかるとともにスポーツの充実をはかります。

## (2) 目標 8 文化・芸術の振興

### 施策 32 文化財の保護とふるさと意識の醸成

先人が大切に守り継いできた文化財を次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責任です。貴重な文化財の保存・継承とその活用をはかります。

また、生まれ育った地域の豊かな自然や歴史、文化、産業等への理解を深め、先人の生き方にふれることなどを通して、ふるさとへの愛情やふるさとに生きる自覚を涵養する取組を推進します。

- ★ 各種文化財の調査と保護を進め、その活用をはかります。
- ★ 地域に根ざした民族文化財の継承と育成に努めます。
- ★ 身近な地域の自然や歴史、文化、産業等への理解を促進するため、体験学習を進めます。
- ★ 学校教育でのふるさと教育、産業教育、環境教育を充実します。

### 施策 33 文化・芸術にふれる機会の拡充

生涯を通じて、心のゆとりやうるおいにつながる文化に親しむことができる環境づくりを進めるため、子どもから大人まで読書活動や文化・芸術活動に参加する機会の提供、芸術鑑賞等の文化にふれる機会を充実し、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生を充実して生きる力を身につけていくために、文化・芸術活動の促進に努めます。

- ★ 文化・芸術に係る講座等の充実に努めます。
- ★ 文化・芸術団体の育成とその活動を支援するとともに、文化イベントの充実に努めます。
- ★ 優れた文化・芸術を鑑賞する機会を拡充します。
- ★ 音楽や演劇、絵画など優れた文化・芸術の体験機会を提供します。
- ★ あそぶっくの利用促進と計画的な蔵書整備を進めます。
- ★ 学習交流センターとして読書活動の拠点として、学校図書館と連携しながら生涯学習機会の提供や学習成果の活用に努め、読書習慣の定着化をはかります。

### 施策 34 文化・芸術施設の充実

作家・有島武郎はニセコの地にゆかりのある文豪です。そのような著名な文化人を顕彰している有島記念館はニセコ町の文化的イメージ向上に寄与しており、今後も町をあげて維持発展すべき施設です。

有島の精神や思想は町の文化・芸術の要であり、今後も有島を顕彰する記念館の発展を推し進めるとともに、有島が愛した美術を核とした美術館的機能や本町の歴史や自然を対象とした郷土博物館的機能を強化することで、その魅力を高めていきます。

- ★ 有島武郎のひとと作品、そして相互扶助を中心とした思想の継承に努めます。
- ★ 有島記念館の今後の運営のあり方を追究し、現代の社会的ニーズにあわせた方向性を模索します。
- ★ アート、文学、歴史を扱う企画展事業や講演事業、音楽コンサート事業を行うことで、本町をはじめとするニセコエリア住民に芸術鑑賞機会を提供し、多くの来館者の満足をいただくよう努めます。
- ★ 若き日の木田金次郎を見出した有島の精神を継承し、文学、アート、音楽などの若手アーティストを応援していきます。
- ★ 有島記念館や記念公園の整備を進めるとともに、館周辺の自然環境と農村景観の保全にも目を向け、環境、産業、生活、文化、観光、アートが融合したゾーン形成をはかります。

### (3) 目標9 異文化共生の推進

#### 施策35 国際理解教育の推進

国際社会で主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の歴史・文化・伝統とともに諸外国の歴史や文化、伝統などについて理解を深め尊重し、異なる文化や生活習慣をもつ人々とともに協調して生きていく態度を養います。

関係機関、関係団体等と連携し、英語等の外国語によるコミュニケーション能力の向上をはかり、国際社会で信頼される人材を育成します。

- ★ 国際理解・異文化理解教育を充実します。
- ★ 子どもだけでなく大人を対象とした国際理解・異文化理解学習を推進します。
- ★ ALTによる外国語指導の充実に努めます。
- ★ 子どもの発達段階を踏まえた小学校外国語教育の充実に努めます。
- ★ インターナショナルスクールとの交流を促進します。

#### 施策36 国内外交流事業の促進

交流は個々人の資質・能力を高めるだけでなく、自分の生活や生業、組織、地域に還元することで広く豊かで多様な活動が生まれ、新たな文化や技術等の創出につながります。

町は子どもから大人まで、あらゆる機会を通じて、世代間、異業種、異団体、国内、国外の交流を促進し、地域活性化をはかります。

- ★ 学校間交流、世代間交流、異業種交流、都市交流、近隣地域交流など多様な交流を促進します。
- ★ ＊C I Rの配置による地域の国際化を進めるとともに海外への情報発信を充実します。
- ★ ニセコ町国際交流推進協議会の活動を支援し、町民の主体的な活動を促進します。



## 第6章 計画の推進に向けて



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 計画推進にあたっての役割分担

この計画の施策を着実に実施していくためには学校、家庭、地域との連携、協働が不可欠となります。

そこで、町、学校、家庭、地域がそれぞれ担うべき役割を明確にして施策を実施していくため、それぞれの役割分担を以下のように整理します。

#### ●●● 町の役割

町は、教育施策の実施主体として取り組むとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たせるよう啓発や情報提供、調整等に努めながら、必要な支援を行います。

#### ●●● 学校の役割

学校は、子どもたちの発達段階に応じて体系的な教育を組織的に行う場です。

学校教育では、子どもたちが将来、自立して社会で生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスのとれた力を育てるようにしなければなりません。

教員は、教育者としての崇高な使命を自覚し、子どもたちに真摯に向きあい、子どもたちの可能性を最大限に引き出すよう努めます。

#### ●●● 家庭の役割

家庭は、子どもにとって教育の原点であり、保護者は子どもの教育について第一義の責任を負います。

家庭教育は、基本的な生活習慣、社会のルール、礼儀やマナー、他者に対する思いやり、善悪の判断など、社会で生きていくうえで必要な基本的なことを教える場です。

保護者は自覚をもって、家庭でのしつけをしっかりと行います。

#### ●●● 地域の役割

地域は、豊かな自然や歴史、文化、産業、人材等の貴重な教育資源を内包していることから、

さまざまな体験や交流ができる大切な場です。また、地域の大人との関わりを通して社会のルールや人間関係を学ぶ場でもあります。

したがって地域では、体験や交流などの学びの機会を子どもたちに提供するとともに、地域全体で子どもたちを見守り育てていく役割があります。

大人が、社会で懸命に生き、学び、働き、協力して地域社会や産業、文化、生活を守る姿は子どもたちの心に響きます。保護者はもとより一人一人の大人の生き方が、子どもの成長に大きな影響を与えることを自覚して行動していかなければなりません。

そして、町は子どもとともに大人も学び育つ“共育”の場でありたいと願います。

## 2. 取組の継続的な点検

---

教育施策を着実に、効果的に実施していくために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づき、各施策・事業の実施状況を点検・評価し公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら実効性の高い取組を進めます。

また、教育制度の見直しや教育を取り巻く状況に変化があった場合は、計画内容の変更など適切に対応します。

学校では、学校教育法、学校教育法施行規則に基づき、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営の改善をはかります。そして、これらに関する情報は、保護者や地域の人々、関係者等と共有します。

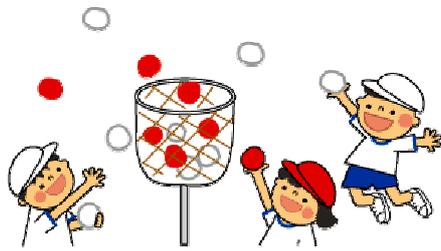
## 3. 計画の周知

---

教育に関心をもち社会全体で教育に取り組むことができるよう、この計画を町民に周知します。周知にあたっては、町の広報誌やホームページ等によって行いますが、取り組みの過程についても随時広報し、意見や提案、情報等を収集できるよう双方向の広報活動となるよう工夫します。



## 付属資料





## 付属資料1 ニセコ町教育振興基本計画策定委員会名簿



	氏名	所属
委員長	菊地 博	ニセコ町教育委員会教育長
副委員長	横山 俊幸	ニセコ町教育委員会学校教育課長
委員	新井 融	ニセコ小学校校長
委員	齊藤 信之	近藤小学校校長
委員	廣澤 信弘	ニセコ中学校校長
委員	板東 眞一	ニセコ高等学校校長
委員	菊地 勇	ニセコ町幼児センター園長
委員	庵 健司	ニセコ小学校教頭
委員	島 朋朗	近藤小学校教頭
委員	熊谷 清秀	ニセコ中学校教頭
委員	大坂 道明	ニセコ高等学校教頭
委員	千葉 伸一	近藤親交会会長
委員	小野寺 博喜	ニセコ高等学校PTA会長
委員	吉田 俊明	ニセコ町社会教育委員
委員	若山 忠彦	ニセコ町社会教育委員（体育協会副会長）
委員	新谷 典子	ニセコ町社会教育委員（あそぶっくの会理事長）
委員	芳賀 善範	ニセコ町教育委員会学校教育課総務係長

## 付属資料2 ニセコ町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

### ニセコ町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本町の教育振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、ニセコ町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基礎調査に関すること。
- (2) 教育振興基本計画素案作成に関すること。
- (3) その他教育振興基本計画策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長をもって充て、副委員長は学校教育課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる各号の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係者 2人以内
- (2) 町校長会 5人以内
- (3) 町教頭会 4人以内
- (4) 公募による町民 3人以内

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、委嘱の日から1年以内の期間で定める。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

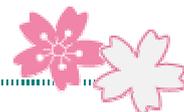
第5条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

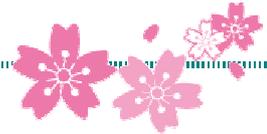
(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。





### ●● ア行

#### A L T (P13)

外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略で、小学校、中学校、高等学校で日本人の外国語担当教員と連携・協力して語学指導にあたるとともに、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事する外国青年。地域の外国語教育やさまざまな国際交流活動にも従事する。

#### I C T (P29)

情報通信技術。Information and Communication Technology の略で、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を I T、コンピューター技術の活用に着目する場合を I C Tと、区別して用いる場合もある。国際的に I C Tが定着しているため、日本でも I C Tが I Tに代わる言葉として用いられるようになった。

### ●● カ行

#### 学校評価 (P37)

平成 19 年に改正された学校教育法で、学校は「学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善をはかることにより教育水準の向上に努めること」「保護者等との連携協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供すること」が定められた。

#### 学校評議員制度 (P37)

教育委員会から学校評議員として委嘱された保護者や地域住民などが、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べる制度。平成 12 年に学校教育法施行規則が一部改正され、学校評議員を置くことができるようになった。

#### キャリア教育 (P15)

子どもたちが将来、社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育てる教育。子どもたちの発達段階に応じ学校の教育活動全体を通して、組織的・系統的なキャリア教育の推進が求められている。

#### 高1クライシス (P41)

高校に入学後、不登校や中途退学などに陥りやすい状況（クライシスは日本語で「危機」を意味する）が、高校全体の約半数の割合で1年生に集中していることから高1クライシスといわれている。

#### 高大連携事業 (P36)

高校と大学が連携して行う教育活動。高校生が大学の公開授業に参加したり、教授などが高校に出向いたりするものや、高校と大学で協定を結んで独自のプログラムを組む場合もある。1999年に中央教育

---

審議会が大学と高校を通じた全体教育の必要性を訴える答申を出したのを機に全国的に普及した。ニセコ町では札幌国際大学と高大連携協定を結び特別講義などを実施している。

#### コミュニケーションツール (P28)

意志や情報を伝達するための道具。

#### コミュニティ・スクール (P39)

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりいった取り組みが行われ、これらの活動を通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させ、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める制度。

### ●● サ行

#### C I R (P44)

国際交流員。Coordinator for International Relations の略で、国際理解を深めるため、市町村で主に国際交流を進める仕事をする。国際交流員は英語圏のほか、フランス、ドイツ、ブラジル、ロシア、スペイン、メキシコ、モンゴル、韓国、中国、タイ、フィリピン、トルコ等さまざまな国からなっている。ニセコ町では中国、オーストリア、韓国、カナダなどの国際交流員が活動している。

#### 小1プロブレム (P41)

小学校第1学年の学級で、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、授業中に座ってられない、教師の話を受けない、集団行動がとれず適応できない状態のこと。この背景に、基本的な生活習慣が身につけていないことやコミュニケーション能力の低下等があるといわれている。

#### スクールカウンセラー (P34)

学校で、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。カウンセラーのほとんどは臨床心理士。

#### スクールソーシャルワーカー (P41)

社会福祉の専門的な知識・技術を活用して問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭学校、地域の関係機関をつなぎながら、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。国家資格ではないが教員免許や社会福祉士の資格を持つ人になる場合が多い。約100年前に米国で生まれた仕組み。

#### スローフード (P32)

規格・標準化された生産ではなく、その土地土地の風土にあった食文化と農業を大切にするための運動で、大量栽培のものではない有機農法などで作られた安全な食材や手づくりの加工品を意味する。スローフードの反対はファストフード、インスタント食品。

---

## ●● タ行

### TT (P35)

チームティーチング (Team Teaching) の略。授業等で2人以上の教職員が連携・協力して行う指導方法。

### 中1ギャップ (P41)

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。小学校までに築いた人間関係が失われる、リーダーの立場にあった子どもが先輩・後輩の上下関係の中で自分の居場所をなくす、学習内容のレベルが上がるなどの要因が考えられる。

### 低炭素社会 (P40)

経済発展を妨げることなしに、二酸化炭素などの温室効果ガス排出を大幅削減した社会。

### 特別支援教育コーディネーター (P36)

各学校での特別支援教育を推進するため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校でのコーディネーター的な役割を担う人。

### 特別支援教育支援員 (P36)

食事、排泄、教室移動の補助といった学校での日常生活上の介助や、学習障がい (LD) の児童生徒に対する学習支援、注意欠陥／多動性障がい (ADHD) の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う人。

## ●● ナ行

### ノーマライゼーション (P32)

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々 (弱者) が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき自然な姿であるという考え方。

## ●● ハ行

### PDCA (P37)

Plan-Do-Check-Action のサイクル。一般的には、①P (計画) で仮説を立て計画する。②D (実行) で仮説の計画通りに実施する。③C (評価) で実行後を検証する。④A (改善) で検証の結果、それが良ければ従前のやり方を改善したプランをたて実施するという活動サイクルをいう。

## ●● ラ行

### レイマンコントロール (P41)

広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するため、教育委員会の構成を教育の専門家や行政官ではない住民が委員会事務局を指揮監督する仕組み。レイマンの意味は“素人”。

---